

令和7年3月

和歌山市水防計画
(閲覧用)

和歌山市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	
第2節 水防の責任	
第3節 計画の変更	
第4節 津波における留意事項	
第5節 水防活動時における安全配慮	
第6節 用語説明	
第2章 水防本部	4
第1節 設 置	
第2節 組 織	
第3節 事務分掌	
第4節 本部員会議	
第5節 解散及び統合	
第6節 報 告	
第3章 水防配備	7
第1節 配備体制	
第2節 伝 達	
第3節 解 除	
第4節 報 告	
第4章 気象警報・注意報及び津波警報・津波注意報	9
第1節 気象警報・注意報	
第2節 津波警報・津波注意報・予報	
第3節 伝 達	
第5章 観 測	20
第1節 雨 量	
第2節 水 位	
第3節 潮 位	
第4節 ダムの放流	
第6章 重要水防箇所	26
第1節 河 川	
第2節 た め 池	

第7章 洪水予報・水防警報	46
第1節 紀の川洪水予報	
第2節 水防警報	
第3節 水位周知河川の水位情報	
第8章 橋門・水門	62
第1節 河川	
第2節 海岸	
第9章 低地排水ポンプ	73
第10章 排水ポンプ車	78
第1節 出動要請	
第2節 出動	
第3節 解除要請	
第4節 費用の負担	
第5節 連絡系統	
第11章 水防資材	83
第1節 備蓄状況	
第2節 土砂確保	
第12章 水防活動	84
第1節 出動及び準備	
第2節 監視及び警戒活動	
第3節 異常発見時	
第4節 報告	
第13章 避難	86
第1節 立退指示	
第2節 立退先	
第14章 公用負担	87
第15章 水防信号及び標識	88
第1節 水防信号	
第2節 水防標識	
第16章 水防訓練	89
第1節 訓練内容	
第2節 実施時期	

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条の規定に基づき、水防事務の円滑なる実施のための必要な事項を定め、洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害（以下「水災」という。）を警戒し、防御し、及びその被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防の責任

1 和歌山市の責任

和歌山市（以下「市」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条関係）

2 和歌山県の責任

和歌山県（以下「県」という。）は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。（法第3条の6関係）

3 気象庁長官（和歌山地方気象台長）の責任

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を和歌山県知事（以下「知事」という。）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第1項関係）

4 国土交通大臣（近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長）の責任

(1) 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、紀の川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項関係)

(2) 大臣は、紀の川について洪水、雨水出水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い知事に通知しなければならない。
(法第16条第1項・2項関係)

5 知事の責任

(1) 知事は、大臣から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。（法第10条第3項関係）
(2) 知事は、大臣から水防警報の通知を受けたときは、県の水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。（法第16条第3項関係）
(3) 知事は、和田川及び亀の川について洪水、雨水出水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い、県の水防計画で定める水防管理者及び水防に関係のある機関に通知しなければならない。（法第16条第1項、3項関係）

6 水防管理者の責任

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が県の定める警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。(法第17条関係)

7 市民の義務

市民は、常に気象状況や水防状況等に注意し、水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。(法第24条・29条関係)

第3節 計画の変更

この計画は、水防法第33条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは変更を行う。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。一方、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ、安全な場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動を取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動従事者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 水防活動時における安全配慮（法33条第4項、7条第2項）

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者の安全に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全を確保しなければならない。

水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を隨時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必

要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、避難を支持する合図灯を事前に徹底する。

第6節 用語説明

1 「和歌山市水防本部」

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、和歌山市内における水防を総括するため本計画に基づき水防管理者が設置する水防組織をいう。

2 「水防管理団体」

和歌山市をいう。

3 「指定水防管理団体」

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。(法第4条) (和歌山市は昭和27年7月5日に指定されている。)

4 「水防管理者」

和歌山市長をいう。

5 「消防機関」

和歌山市消防局、各消防署及び和歌山市消防団をいう。

6 「水防警報」

国土交通大臣又は知事があらかじめ指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、第16条)

本市においては、紀の川、和田川及び亀の川が対象河川となっている。

7 「洪水予報」

気象等の状況によって洪水による被害の発生するおそれがあると認めるとき、その状況を周知させるため発表する紀の川洪水予報をいう。

8 「和歌山市災害対策本部」

災害に対する措置を迅速かつ的確に実施するため、市長が必要と認めて設置する組織をいう。

第2章 水防本部

第1節 設 置

水防管理者は、市域に水災が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、和歌山市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第2節 組 織

水防本部の組織は、和歌山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害対策本部又は災害警戒本部の組織を準用する。

第3節 事務分掌

水防本部の事務分掌は、地域防災計画に定める事務分掌を準用する。なお、特に水防に関係する事務分掌は、次のとおりである。

	担当局	事務分掌
水防本部 事務局	危機管理局 市長公室 総務局	<ul style="list-style-type: none">・水防本部の設置及び運営に関すること。・災害情報の収集に関すること。・水防関係機関及び関係部局との連絡調整に関すること。・その他必要なこと。

対策部	部（局）	担当課等	事務分掌
産業交流 対策部	農林水産部	農林水産課	<ul style="list-style-type: none">・部内の連絡調整に関すること。・水防本部との連絡調整に関すること。・漁港の潮位監視及び警戒に関すること。・漁港施設の災害応急対策に関すること。・被害状況の調査及び報告に関すること。・その他必要なこと。
		耕地課	<ul style="list-style-type: none">・ため池の監視及び警戒に関すること。・農業用施設の災害応急対策に関すること。・所管水路の応急災害復旧に関すること。・その他必要なこと。
都市建設 対策部	道路河川部	道路政策課	<ul style="list-style-type: none">・部内の連絡調整に関すること。・水防本部との連絡調整に関すること。・その他必要なこと。
		道路建設課	<ul style="list-style-type: none">・道路及び橋りょうの応急災害復旧に関すること。・その他必要なこと。

		道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋りょうの監視及び警戒に関すること。 ・道路及び橋りょうの応急災害復旧に関すること。 ・その他必要なこと。
		河川港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管河川、水路の監視及び警戒に関すること。 ・所管ポンプ場、樋門の操作に関すること。 ・所管河川、水路の応急災害復旧に関すること。 ・漂流物の処理に関すること。 ・土砂災害警戒区域等の被害調査及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他必要なこと。
上下水道 対策部	下水道部	下水道企画建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整に関すること。 ・水防本部との連絡調整に関すること。 ・その他必要なこと。
		下水道管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管ポンプ場、樋門等の操作に関すること。 ・所管施設の災害応急対策に関すること。 ・所管水路の応急災害復旧に関すること。 ・その他必要なこと。
		終末処理場管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管ポンプ場の運転に関すること。 ・所管施設の応急災害復旧に関すること。 ・その他必要なこと。
		下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の災害応急対策に関すること。 ・その他必要なこと。
消防 対策部	消防局	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整に関すること。 ・水防本部との連絡調整に関すること。 ・その他必要なこと。
		警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・水災の警戒及び防衛に関すること。 ・重要水防箇所の巡視及び警戒に関すること。 ・避難の指示及び誘導に関すること。 ・その他必要なこと。
		指令課	
		予防課	
		消防署	

第4節 本部会議

- 1 本部長は、災害予防及び災害応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、副本部長及び本部員を招集のうえ本部会議を開催し、その議長となり災害応急対策の実施方針等を決定する。
- 2 本部会議の内容は、おおむね次のとおりとする。

項目	概要
報告事項	<ul style="list-style-type: none">・ 気象庁が発表する地震・津波情報及び気象予警報に関すること。・ 市域、隣接他市町の災害情報及び被害情報に関すること。・ 職員収集状況、緊急出動状況及び現場活動状況等各部措置事項に関すること。・ 住民、自主防災組織、県、他市町村、防災関係機関等の活動状況に関すること。・ その他必要なこと。
協議事項	<ul style="list-style-type: none">・ 国の非常（緊急）災害現地対策本部、及び県の災害対策本部との調整事項に関すること。・ 応急対策に関すること。・ 避難情報に関すること。・ 配備体制又は応援体制その他各部間調整事項に関すること。・ 自衛隊災害派遣要請の要否に関すること。・ 関係機関、他自治体等応援派遣要請の要否に関すること。・ 現地本部設置の要否に関すること。・ 災害情報の広報に関すること。・ その他必要なこと。

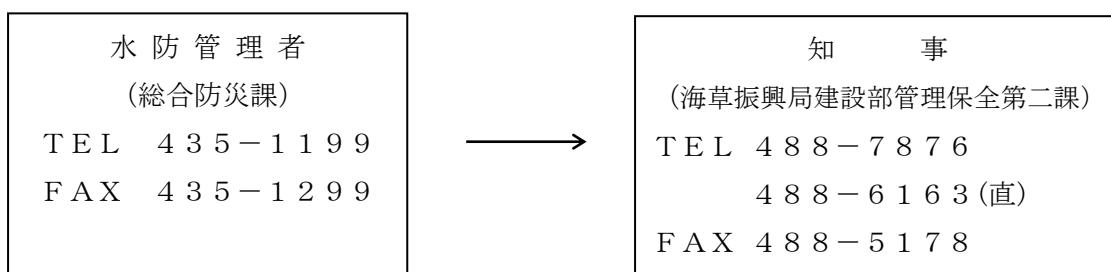
第5節 解散及び統合

水防管理者は、警報が解除されたとき又は水災のおそれが解消されたときは、水防本部を解散する。

水防本部は、地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、当該対策本部に統合される。

第6節 報 告

水防管理者は、水防本部を設置したとき及び解散したときは、知事に報告する。



第3章 水防配備

第1節 配備体制

水防管理者は、水災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域防災計画に定める配備体制に準じて、消防機関を除く本部職員の配備を次のとおり行う。

ただし、消防局職員の動員については、消防局長が別に定める。

○ 水防本部配備体制

配備体制	配 備 基 準
第1 警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・暴風（暴風雪を含む）に関する警報が発表されたとき・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき・危機管理局長が必要と認めたとき（軽微な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、警戒の必要があるとき等）
第2 警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・大雨、洪水、大雪に関するいずれかの警報が発表されたとき・台風が接近し、本市に影響が及ぶおそれがあるとき・津波注意報が発表されたとき・危機管理局長が必要と認めたとき（小規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等）
第3 警戒体制	<ul style="list-style-type: none">・高潮に関する警報が発表されたとき・大雨、洪水に関するいずれかの警報が発表され、且つ本市が台風の進路予報円内に含まれるとき・線状降水帯等により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。・危機管理局担当副市長が必要と認めたとき（中規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等）
第1 配備体制	<ul style="list-style-type: none">・津波警報が発表されたとき・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき・市長が必要と認めたとき（大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき等）
第2 配備体制	<ul style="list-style-type: none">・特別警報が発表されたとき・大津波警報が発表されたとき・災害救助法適用を必要とする災害が発生したとき・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき・市長が必要と認めたとき

なお、消防団の配備については、次のとおりとする。

○ 消防団配備体制

種類	配備基準
待機 (状況把握)	・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき
準備 (監視・巡回)	・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えて氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき ・高潮の危険が予知されるとき ・地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの危険が予想されるとき
出動 (本格活動)	・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えてなお上昇のおそれがあるとき ・潮位が満潮位を超えて異常に上昇のおそれがあるとき ・地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき

第2節 伝達

危機管理局は、職員参集メール及び庁内放送により本部配備体制の伝達を行う。

各局は、必要に応じ、所属職員へ本部配備体制の伝達を行う。

第3節 解除

水防管理者は、水災による危険がなくなったと認めるときは、水防配備を解除する。

第4節 報告

水防管理者は、水防配備を行ったとき及び水防配備を解除したときは、第2章第6節に準じて知事に報告する。

第4章 気象警報・注意報及び津波警報・津波注意報

第1節 気象警報・注意報

1 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。また、津波警報、注意報の基準等については、第2節に記述する。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

2 和歌山地方気象台から発表される和歌山市の気象警報・注意報（大雨、洪水、高潮）の種類及び基準は、次のとおりである。

警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

発表官署 和歌山地方気象台

和歌山市	府県予報区	和歌山県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等 をまとめた地域	紀北		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
	大雨	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	150
	洪水	流域雨量指数基準	土入川流域=13.1、七瀬川流域=6.2 和歌川流域=22.4、亀の川流域=13.5 和田川流域=10.4、有本川流域=2.9 大門川流域=13.2、千手川流域=8.7 堤川流域=4.9、鳴滝川流域=9.3	
			流域雨量指数基準	
		複合基準*1	七瀬川流域= (9、5.4) 和田川流域= (9、10.4)	
	暴風	指定河川洪水予報 による基準	紀の川[三谷・船戸]	
		平均風速	陸上	20m/s *2
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s *2 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm
			山地	12時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.8m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壤雨量指数基準	105	
	洪水	流域雨量指数基準	土入川流域=10.4、七瀬川流域=4.9 和歌川流域=17.9、亀の川流域=10.8 和田川流域=8.3、有本川流域=2.2 大門川流域=10.5、千手川流域=6.9 堤川流域=3.9、鳴滝川流域=7.4	
			流域雨量指数基準	
		複合基準*1	七瀬川流域= (6、4.9) 和田川流域= (6、8.3) 堤川流域= (6、3.9)	
		指定河川洪水予報 による基準	紀の川[船戸]	

強風	平均風速	陸上	12m/s *3
		海上	15m/s
風雪	平均風速	陸上	12m/s *3 雪を伴う
		海上	15m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5cm
		山地	12時間降雪の深さ 15cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	1.3m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
なだれ	積雪の深さ 50cm以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10°C以上又はかなりの降雨		
低温	沿岸部で最低気温-4°C以下		
霜	3月 20日以降の晩霜 最低気温 3°C以下		
着氷			
着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm以上、山地 40cm以上 気温：-2°C～2°C		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 和歌山地方気象台、友ヶ島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。

*3 和歌山地方気象台、友ヶ島（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

＜参考＞

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

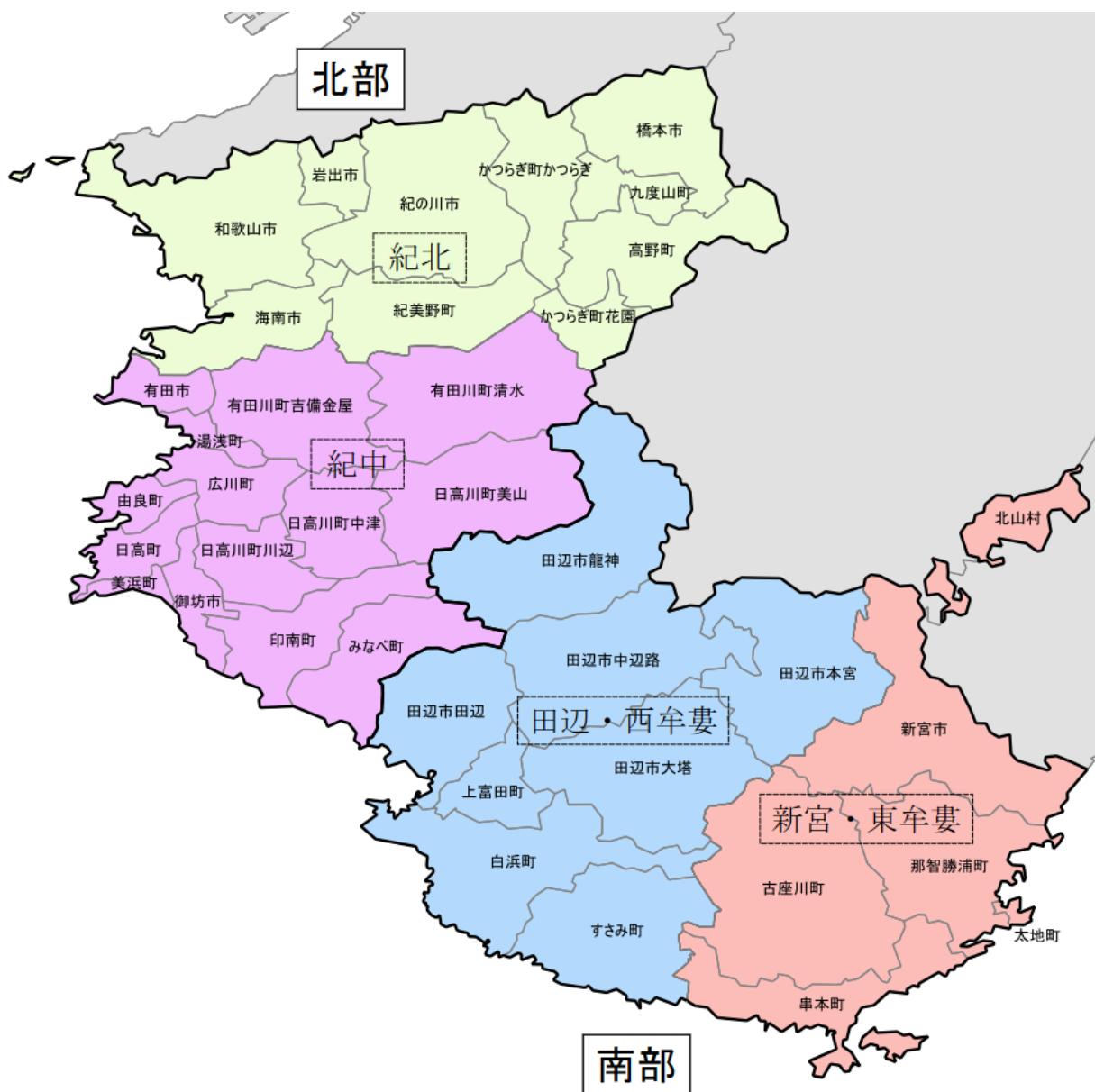
地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルという手法を用いて 1km 四方の領域ごとに算出する。

土壤雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壤中の水分量が深く関係しており、土壤雨量指数は、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて 1km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

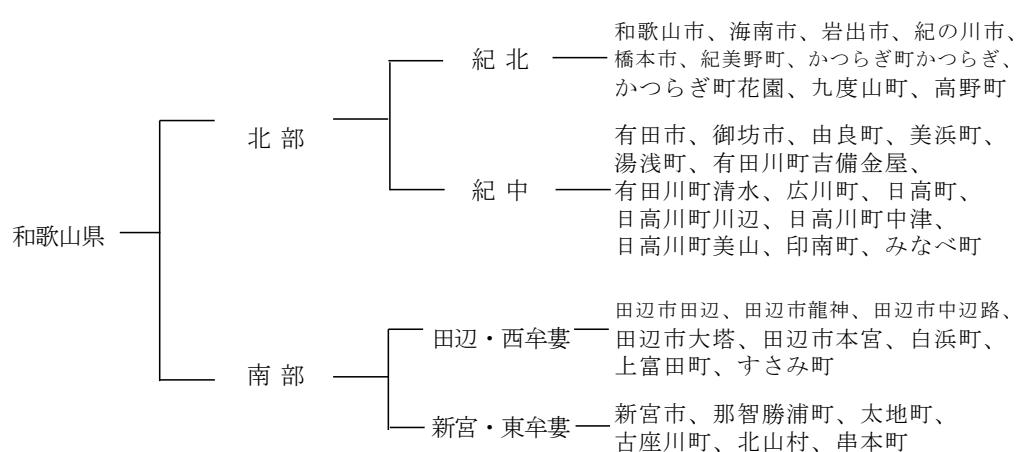
雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて 1km 四方の領域ごとに算出する。



和歌山県予警報細分区域図

(府県予報区) (一次細分区分)

(市町村等を
まとめた地域)
(二次細分区域)
(市町村等)

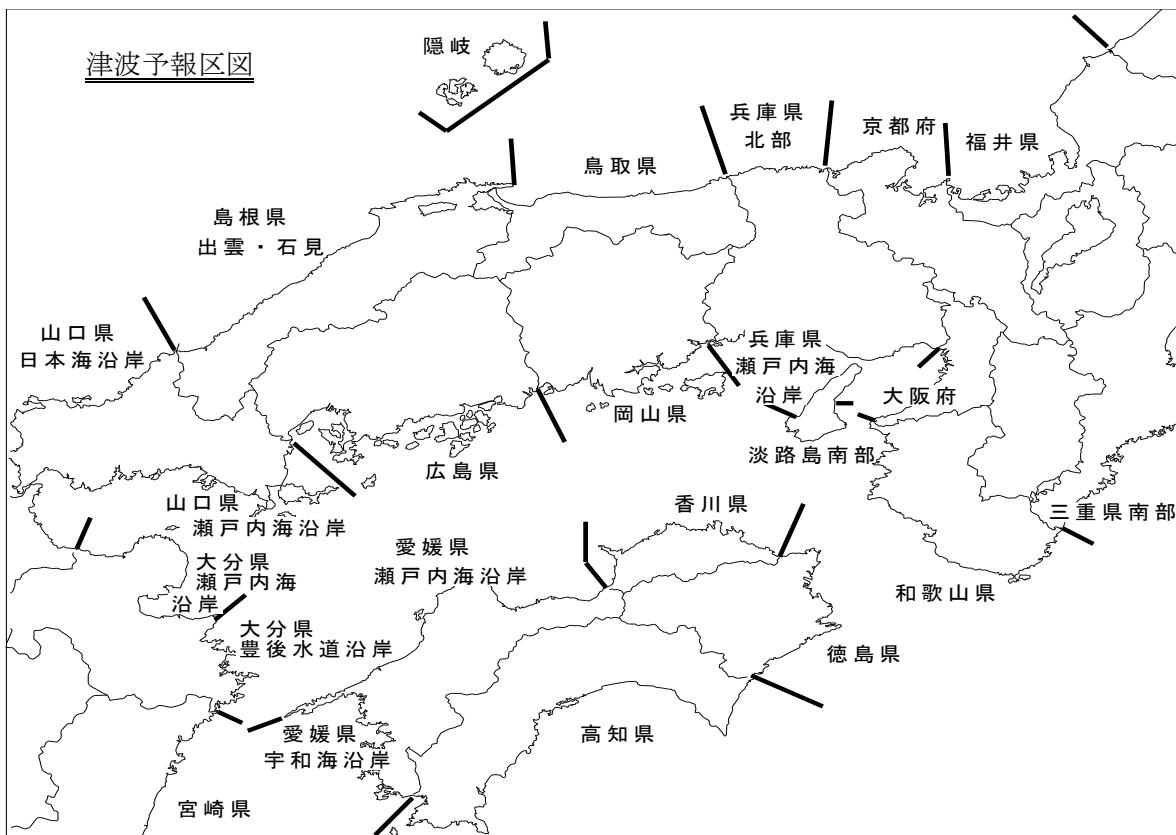


第2節 津波警報・津波注意報・予報

1 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。

和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。



2 津波観測点

津波観測点名称	所 在 地
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

3 地震・津波情報等の種類と発表基準

気象台から発表される地震・津波情報等の種類、基準及び内容は次のとおりである。

(1) 地震

ア 地震発生後に気象庁から順次提供される情報

提供順序・種類	発表基準	発表内容
緊急地震速報（＊）	最大震度5弱以上、または、長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合	地震の発生時刻、発生場所〈震源〉の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上、または、長周期地震動階級3以上が予想される地域名（本市は「和歌山県北部」）。
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は「和歌山県北部」）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

※ 震度6弱以上、または、長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 顕著な震源要素等及び遠地地震が発生した場合に提供される情報

種類	発表基準	発表内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 •マグニチュード7.0以上 •都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 •国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表（*）。 日本や国外への津波の影響に関する記述もして発表。

* 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。

(2) 津波

ア 津波警報・注意報・予報の種類と内容

(ア) 津波警報等の種類と発表基準

発表種類・基準	発表内容（予想される津波の高さ）	
	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報（*） 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

* 大津波警報を特別警報と位置づける。

(イ) 津波予報（地震発生後、津波による災害がおこるおそれがない場合に発表）

発表基準	発表内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。
津波が予想されない時（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。

イ 津波情報

提供順序・種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（本市は「和歌山県」）の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを発表。 ※ 到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
沖合の津波観測に関する情報（＊1）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
津波観測に関する情報（＊2）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。

* 1 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

* 2 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表

津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（3）南海トラフ地震に関する情報の種類と発表基準

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

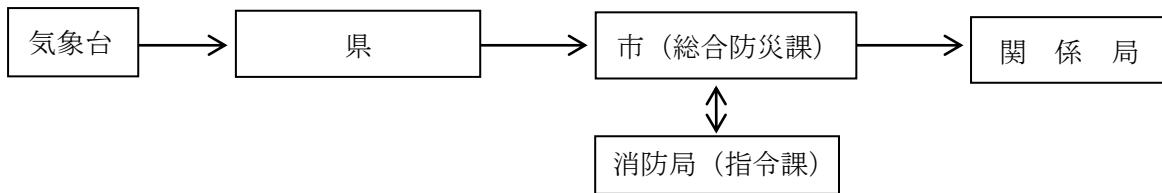
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計^{※4}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内^{※5}のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内^{※5}のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内 ^{※5} のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※6}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内^{※5}のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域+海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 東海地域、近畿地域及び四国地域に設置されている 39 点を使用している。
- ※5 科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 伝達

1 和歌山地方気象台は、以下の情報（括弧内は対象範囲）を和歌山県へ通知する。

- ・大津波警報・津波警報・津波注意報（和歌山県）
- ・津波予報（全国）
- ・津波情報等（全国）
- ・地震情報（全国）
- ・南海トラフ地震臨時情報（全国）
- ・南海トラフ地震関連解説情報（全国）



2 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）

津波注意・警報、気象等の特別警報等、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）からの情報を防災行政無線に伝達し、防災行政無線が自動起動し伝達を行う。

3 住民への伝達

気象台により地震・津波情報の伝達を受けたときは、必要に応じて、その周知を図るため、複数の手段により、その特性を考慮しながら、伝達を行う。

なお、大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達については、住民のほか、釣り客等に対し、広範囲に伝達を行う。

伝達方法		特性
音声	防災行政無線	受け手側にとっては何かをしながら受け取ることができるという長所があるが、一過性ゆえに聞き逃しや聞き間違が発生する。
	防災行政無線戸別受信機	
	広報車両による広報	
	報道機関による音声放送	
	防災情報電話案内サービス	
文字	防災情報メール、緊急速報メール・エリアメール	受け手側の能動的な受信が必要という短所があるが、記録が残り、聞き逃しや聞き間違いがない。
	S N Sによる情報配信	
	市ホームページ	
	テレビ（データ放送）	
	報道機関による文字放送	
	災害情報F A X配信サービス	

※ 気象警報等の住民への伝達についても、上記に準じ、伝達を行う。なお、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民への伝達の措置を執る。

第5章 観測

第1節 雨量

1 観測所

(1) 国土交通省(1か所)

名称	設置場所	観測者
有本	有本(紀の川大堰管理所)	和歌山河川国道事務所

(2) 和歌山地方気象台(2か所)

観測所の名称	設置場所	観測者
友ヶ島	和歌山市加太苦ヶ沖島	和歌山地方気象台
和歌山	和歌山市男野芝丁 和歌山地方気象台	〃

(3) 和歌山県(7か所)

名称	河川名	設置場所	観測者	備考
六十谷	千手川	六十谷(参詣橋右岸下流85m)	海草振興局建設部	テレメーター
岡崎	和田川	相坂(広見橋右岸下流120m)	〃	テレメーター
加太	堤川	加太(和歌山県消防学校)	〃	テレメーター
梅原	土入川	梅原(貴志中学校)	〃	テレメーター
塩ノ谷	和田川	明王寺(四季の郷公園横駐車場)	〃	テレメーター
中消防署	和歌川・市堀川	八番丁(中消防署)	〃	テレメーター
和歌浦中	津屋川	和歌浦東1丁目(中消防署南分署)	〃	テレメーター

2 観測所（対象外※）

(1) 和歌山市（総合防災課）（10か所）

名 称	設 置 場 所	観測者
西庄公園	西庄 215	総合防災課職員
楠見小学校	大谷 349-2	総合防災課職員
紀伊小学校	弘西 321	総合防災課職員
滝畠浄水場	滝畠 351-3	総合防災課職員
和歌山東公園	北出島 133	総合防災課職員
栗栖	栗栖 372-4	総合防災課職員
高積中学校	布施屋 112-2	総合防災課職員
浜宮小学校	内原 778-16	総合防災課職員
本渡東	本渡 216-2	総合防災課職員
東山東小学校	山東中 52-1	総合防災課職員

(2) 和歌山市（消防局）（9か所）

名 称	設 置 場 所	観測者
中消防署 南分署 宮前出張所	小雜賀 2 丁目 2 番 8 号	中消防署 南分署宮前出張所職員
東消防署	鳴神 1059 番地 6	東消防署職員
東消防署 岡崎分署	森小手穂 49 番地 1	東消防署岡崎分署職員
東消防署 四箇郷出張所	加納 246 番地 3	東消防署四箇郷出張所職員
東消防署 河南出張所	吐前 568 番地	東消防署河南出張所職員
北消防署	狐島 645 番地 3	北消防署職員
北消防署 加太出張所	加太 1203 番地 4	北消防署加太出張所職員
北消防署 紀伊分署	弘西 1101 番地 2	北消防署紀伊分署職員
北消防署 紀伊分署 鳴滝出張所	園部 596 番地 163	北消防署 紀伊分署鳴滝出張所職員

※表に掲載している観測所は、雨量情報を参考として把握するため設置したものです。
(観測データは、気象業務法に定められている気象観測の対象外の観測によるものです。)

第2節 水位

1 観測所

(1) 紀の川

観測所	所在地	設置場所	水位(m)				堤防高(m)		管理者	観測者	電話	備考
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	左岸	右岸				
船戸	宮	岩出橋 右岸下流 約200m	4.00	5.00	6.80	7.00	13.62	13.71	国土交通省	和歌山 河川国道 事務所	代表 424-2471 流域治水課 402-0265	テレメ ーター
湊	湊紺屋町	湊左岸	2.00	-	-	-	6.15	6.82	国土交通省	和歌山 河川国道 事務所	代表 424-2471 流域治水課 402-0265	テレメ ーター
布施屋	布施屋	布施屋左岸	-	-	-	-	12.81	13.70	国土交通省	和歌山 河川国道 事務所	代表 424-2471 流域治水課 402-0265	テレメ ーター

(2) 和田川・亀の川

観測所	所在地	設置場所	水位(m)				堤防高(m)		管理者	観測者	電話	備考
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	左岸	右岸				
広見橋 (和田川)	相坂	広見橋右岸 下流100m	1.80	2.00	2.20	2.70	4.60	4.20	和歌山県	海草振興 局建設部 (直)	488-7876 488-6163	テレメ ーター
大師橋 (亀の川)	海南市 且来	大師橋左岸 下流直近	1.20	1.50	1.80	2.10	3.50	3.20	和歌山県	海南工事 事務所	483-4824	"
羽鳥橋 (亀の川)	内原	羽鳥橋右岸 下流30m	1.60	2.00	2.20	2.60	3.30	3.30	和歌山県	海草振興 局建設部 (直)	488-7876 488-6163	"

(3) その他

観測所	所在地	設置場所	水位(m)			堤防高(m)		管理者	観測者	電話	備考
			水防団待機	氾濫注意	左岸	右岸					
加太 (堤川)	加太	山田橋右岸 上流500m	1.00	1.50	3.10	3.10	和歌山県	海草振興 局建設部 (直)	488-7876 488-6163	テレメ ーター	

観測所	所在地	設置場所	水位 (m)		堤防高 (m)		管理者	観測者	電話	備考
			水防団待機	氾濫注意	左岸	右岸				
報国橋 (土入川)	島 橋 西ノ丁	報国橋左岸 上流 300m	1.70	2.20	4.30	4.30	和歌山県	海草振興 局建設部	488-7876 488-6163 (直)	"
鳴滝橋 (鳴滝川)	園 部	鳴滝橋左岸 下流 30m	1.80	2.20	5.70	5.80	和歌山県	海草振興 局建設部	488-7876 488-6163 (直)	"
観音橋 (千手川)	六十谷	参詣橋右岸 下流 70m	1.50	2.00	4.60	4.40	和歌山県	海草振興 局建設部	488-7876 488-6163 (直)	"
伊勢橋 (大門川)	北 新 金屋丁	伊勢橋右岸	1.20	1.70	4.20	4.20	和歌山県	海草振興 局建設部	488-7876 488-6163 (直)	"
鳴神橋 (大門川)	鳴 神	鳴神橋左岸 上流 10m	2.50	3.00	4.90	4.90	和歌山県	海草振興 局建設部	488-7876 488-6163 (直)	"

第3節 潮位

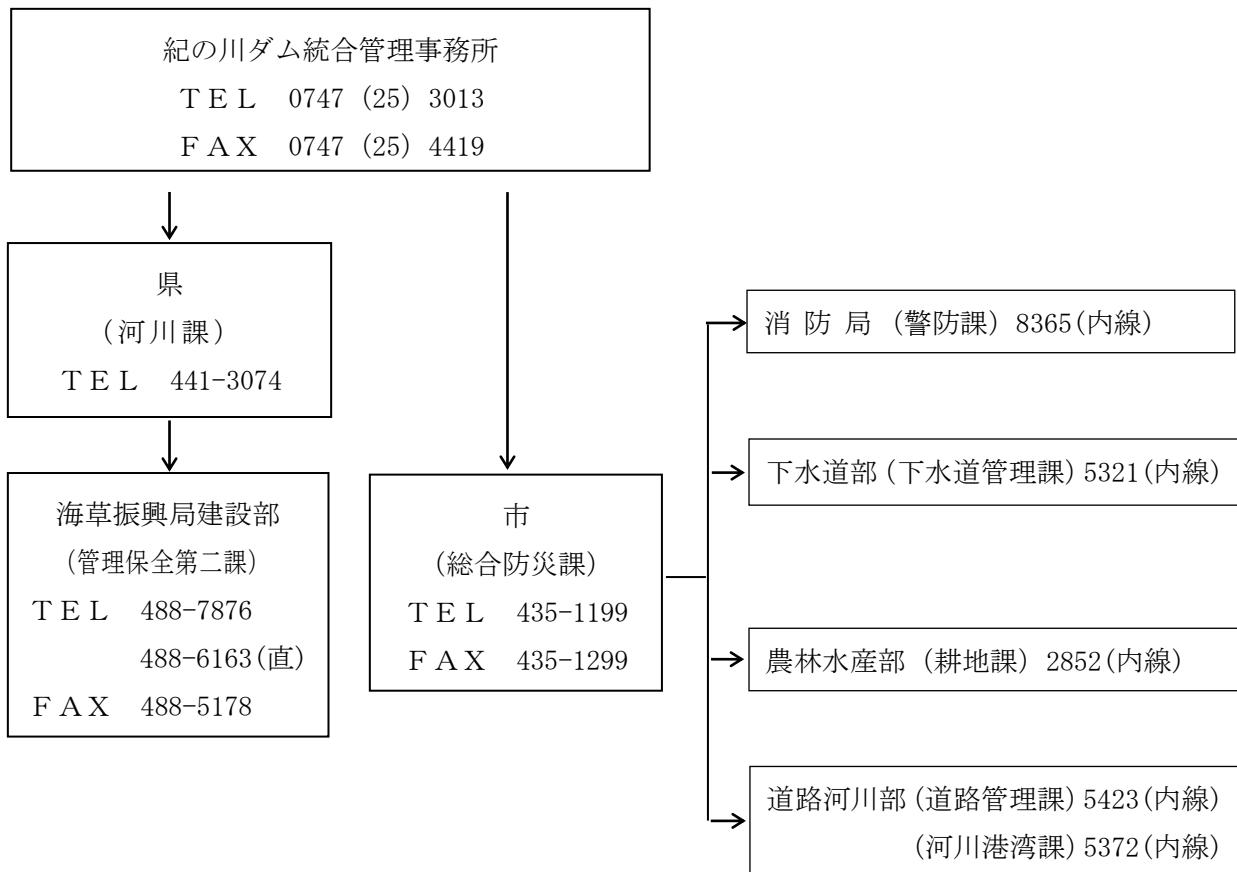
検潮所

名 称	所 在 地	管 理 者	観 测 者	電 話
和 歌 山	和歌山市湊青岸 (和歌山港)	和歌山 地方気象台	和歌山 地方気象台	422-1328

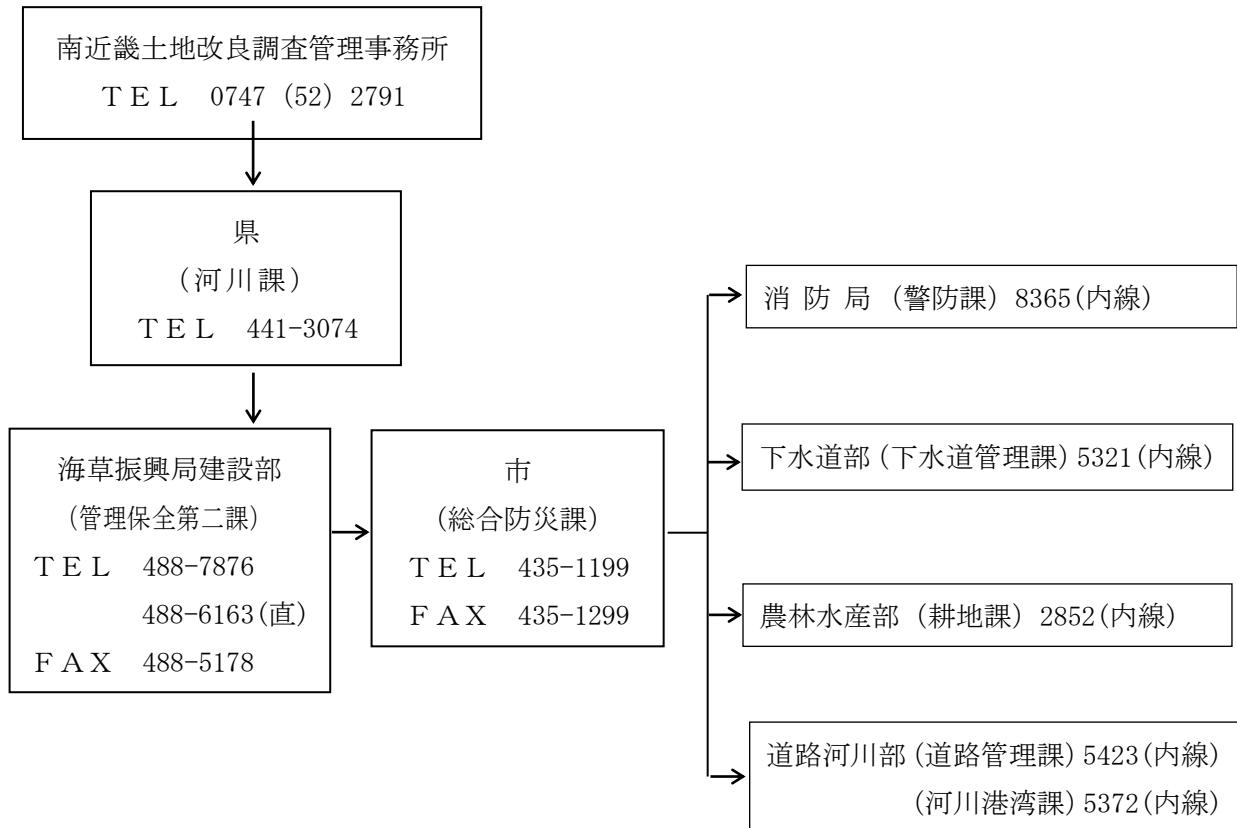
第4節 ダムの放流

河川法46条（ダムの操作状況の通報等）及び48条（危害防止のための措置）に基づく放流伝達は、次により行う。

1 大滝ダム



2 大迫ダム・津風呂ダム



※事前放流等による洪水調節可能容量の確保については、「紀の川水系治水協定」に基づき情報共有を図る。(市水道工務部(上・工業用水道管理課))

第6章 重要水防箇所

市内の河川、海岸、池等で水防上特に重要な警戒を要する箇所は、次のとおりとする。
水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、水防対策を確立しておくものとし、河川、海岸等の管理者は、当該施設の保全に努めるものとする。

第1節 河 川

1 国土交通省管理河川

紀の川 (62か所)

別紙様式2-1

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象番号	② 河川名	③ 左右岸の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする流量	⑩ 対象とする流量を現河道に流した時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防余裕高	⑬ 担当出張所	⑭ 備 考
296	紀の川	左岸	堤体漏水	A	和歌山市湊	0.2 ~ +25	25	12,000 (0.2)	2.99	4.52	2.00	紀の川下流	バラベット区間 (堤防断面)
1	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊 ~和歌山市久保丁四丁目	0.2 ~ 2.0	1,661	12,000 (1.0)	3.55	5.50	2.00	紀の川下流	旧川跡
19	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市築港五丁目	0.4	199	12,000 (0.4)	3.17	5.72	2.00	紀の川下流	
2	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊	0.8 ~ 2.2	982	12,000 (1.4)	3.81	6.71	2.00	紀の川下流	旧川跡
20-1	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市湊	0.8 ~ 1.0	385	12,000 (0.8)	3.34	3.34	2.00	紀の川下流	
500	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	和歌山市湊 ~和歌山市築港一丁目	1.0 ~ 1.2	372	12,000 (1.0)	3.55	3.55	2.00	紀の川下流	
20-2	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市久保丁四丁目	2.0 ~ 2.2	415	12,000 (2.0)	4.06	6.39	2.00	紀の川下流	
7	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市久保丁四丁目	2.0 + 0.0	-	12,000 (2.0)	4.06	6.39	2.00	紀の川下流	紀の川大橋
8	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊辺屋町三丁目	2.4	-	12,000 (2.4)	4.23	6.71	2.00	紀の川下流	破堤跡
28	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市西蔵前丁 ~和歌山市石橋丁	2.8 ~ 3.0	447	12,000 (2.8)	4.57	7.06	2.00	紀の川下流	
9	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市西蔵前丁、 和歌山市石橋丁	2.8 + 19.8	-	12,000 (2.8)	4.57	7.06	2.00	紀の川下流	河西橋
300	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市北島	3.2 + 173.6	-	12,000 (3.2)	4.98	7.53	2.00	紀の川下流	北島橋
10	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市北島 ~和歌山市福島	3.4 ~ 3.6	707	12,000 (3.4)	5.16	7.54	2.00	紀の川下流	旧川跡
30	紀の川	右岸	基礎地盤漏水	B	和歌山市北島	3.4	354	12,000 (3.4)	5.16	7.54	2.00	紀の川下流	
32-1	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市西布経丁五丁目	3.4	233	12,000 (3.4)	5.16	8.89	2.00	紀の川下流	
32-2	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市本町九丁目	3.8	218	12,000 (3.8)	5.44	8.80	2.00	紀の川下流	
11	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市本町九丁目	3.6 + 120	-	12,000 (3.6)	5.16	8.90	2.00	紀の川下流	紀ノ川橋梁
12	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市栗 ~和歌山市船所	4.2 ~ 4.4	430	12,000 (4.2)	5.60	8.26	2.00	紀の川下流	旧川跡
14	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市中之島	4.6 ~ 5.2	779	12,000 (4.8)	5.49	9.24	2.00	紀の川下流	旧川跡
15	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市園部	6.2 ~ 6.4	752	12,000 (6.2)	6.66	10.26	2.00	紀の川下流	旧川跡
16	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市有本	6.2 + 0.0	-	12,000 (6.2)	6.66	11.78	2.00	紀の川下流	有本橋門
17	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市有本 ~和歌山市出島	6.4 ~ 9.6	3,538	12,000 (8.0)	9.87	11.95	2.00	紀の川下流	旧川跡
53	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市松島	6.8 + 160	-	12,000 (6.8)	7.49	10.86	2.00	紀の川下流	JR阪和線 紀の川橋梁
22	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市松島	7.6 + 100.0	-	12,000 (7.6)	9.33	11.45	2.00	紀の川下流	県営第二工水取水口
501	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	和歌山市松島	7.8	204	12,000 (7.8)	9.65	11.56	2.00	紀の川下流	
301	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市直川、 和歌山市田屋	7.8 + 43.2	-	12,000 (7.8)	9.65	12.02	2.00	紀の川下流	紀の川橋(阪和道)
73-1	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市出島	8.0	205	12,000 (8.0)	9.87	11.95	2.00	紀の川下流	
511	紀の川	左岸	基礎地盤漏水	B	和歌山市出島	8.0	205	12,000 (8.4)	9.87	11.95	2.00	紀の川下流	
70	紀の川	右岸	堤体漏水	B	和歌山市小豆島	8.4 ~ 9.0	780	12,000 (8.6)	10.58	12.62	2.00	紀の川下流	
73-2	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市出島 ~和歌山市布施屋	8.4 ~ 12.2	4,176	12,000 (10.2)	12.11	14.57	2.00	紀の川下流	
302	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市小豆島	8.8 + 170.4	-	12,000 (8.8)	10.74	12.92	2.00	紀の川下流	北田井ノ瀬橋
23	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市出島	9.0 - 84.5	-	12,000 (9.0)	11.17	13.37	2.00	紀の川下流	南田井ノ瀬橋
21-2	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	和歌山市小豆島 ~和歌山市永穂	9.0 ~ 10.0	1,092	12,000 (9.4)	11.77	13.55	2.00	紀の川下流	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対象番号	② 河川名	③ 左右岸の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする流量	⑩ 対象とする流量を現河道に流した時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防余裕高	⑬ 担当出張所	⑭ 備 考
24	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市小豆島～和歌山市永穂	9.4 ～ 9.6	317	12,000 (9.4)	11.77	13.55	2.00	紀の川下流	旧川跡
18-3	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	和歌山市出島	9.4 ～ 9.6	426	12,000 (9.4)	11.77	13.65	2.00	紀の川下流	
78	紀の川	左岸	基礎地盤漏水	B	和歌山市出島	9.4	217	12,000 (9.4)	11.77	13.65	2.00	紀の川下流	
79	紀の川	右岸	基礎地盤漏水	B	和歌山市永穂	9.8 ～ 10.0	391	12,000 (9.8)	11.96	13.67	2.00	紀の川下流	
25	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市出島～和歌山市吐前	10.0 ～ 12.4	2,651	12,000 (11.2)	12.83	15.47	2.00	紀の川下流	旧川跡
27	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市永穂～岩出市中島	10.4 ～ 14.2	4,080	12,000 (12.2)	13.81	17.17	2.00	紀の川下流	旧川跡
127	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	和歌山市川辺	12.6	350	12,000 (12.6)	14.12	17.41	2.00	紀の川下流	
31	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市吐前	13.0	216	12,000 (13.0)	14.68	17.77	2.00	紀の川下流	旧川跡
34	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市吐前	13.8	200	12,000 (13.8)	15.99	18.73	2.00	紀の川下流	旧川跡
271	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市中島	14.8	119	12,000 (14.8)	17.37	21.12	2.00	紀の川下流	旧川跡
36	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市中島～岩出市宮	15.8 ～ 16.6	1,224	12,000 (16.2)	19.39	23.95	2.00	紀の川下流	旧川跡
38	紀の川	左岸	堤体漏水	A	岩出市船戸	16.6	211	12,000 (16.6)	19.73	21.86	2.00	紀の川下流	バラベット区間(堤防断面)
39	紀の川	左岸	陸閘	要注意	岩出市船戸	16.6 ～ 77	-	12,000 (16.6)	19.73	21.86	2.00	紀の川下流	船戸第一陸閘
40	紀の川	左岸	陸閘	要注意	岩出市船戸	16.6 + 59.9	-	12,000 (16.6)	19.73	21.86	2.00	紀の川下流	船戸第二陸閘
42	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 79.2	-	12,000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	岩出樋管
43	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 148	-	12,000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	岩出井堰
41	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市清水	16.8	-	12,000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	破堤跡(S28.09)
44	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	17.0 + 89.0	-	12,000 (17.0)	23.75	26.14	2.00	紀の川下流	岩出第一樋管
45-2	紀の川	右岸	越水(溢水)	B	岩出市高塚～紀の川市下井阪	19.0 ～ 21.0	2,074	9,500 (20.0)	26.29	27.37	2.00	紀の川下流	
46	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市高塚	19.0	393	12,000 (19.0)	25.37	26.01	2.00	紀の川下流	旧川跡
47	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	岩出市山崎	19.0 ～ 19.2	684	12,000 (19.0)	25.37	26.21	2.00	紀の川下流	
48	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市岡田	19.6	-	9,500 (19.6)	26.20	27.09	1.50	紀の川下流	破堤跡(S34.09)
50-1	紀の川	左岸	越水(溢水)	B	紀の川市桃山町調月～紀の川市桃山町段新田	19.6 ～ 22.4	3,132	9,500 (21.0)	27.12	27.58	1.50	紀の川下流	
51	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	19.8	-	9,500 (19.8)	26.23	27.36	1.50	紀の川下流	破堤跡(S34.09)
49	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月～紀の川市桃山町段	19.6 ～ 20.4	1,130	9,500 (20.0)	26.29	27.37	1.50	紀の川下流	旧川跡
52	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2 ～ 3.6	-	9,500 (20.2)	26.40	27.30	1.50	紀の川下流	岡田樋管
272	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町市段	20.4	-	9,500 (20.4)	26.47	26.80	1.50	紀の川下流	破堤跡(S28.09)
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9,500 (20.8)	26.61	27.90	1.50	紀の川下流	井阪橋
55	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市下井阪	20.8 ～ 21.0	407	9,500 (20.8)	26.61	27.90	1.50	紀の川下流	旧川跡

重要水防箇所評定基準（案）（紀の川）

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要注意区間
越水 (溢水)	■計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	■計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	■堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ■堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	■堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 ■堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	■堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に關係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ■基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に關係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	■堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に關係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に關係する変状が集中している箇所。 ■堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に關係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ■橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ■波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	■河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 ■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
陸閘			■陸閘が設置されている箇所。
工事施工			■出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			■堤防を新しく作ってから3年以内の箇所。
破堤跡			■過去に破堤（堤防が決壊すること）したことのある箇所。
旧川跡			■以前は川であったところが現在では堤防となっている箇所。

2 県管理河川

(県土整備部河川課)

水系名	河川名	左 右 岸	場 所	延長 (m)	備 考
紀の川	七瀬川	左	阪和線架橋～R 24号	2,230	
		右	〃	2,230	
〃	鳴滝川	左	不動尊～市道橋下流 60m	920	
		右	不動尊～市道橋	860	
〃	打手川	左	西川橋上流 200m～西川橋	200	
		右	西川橋上流 200m～西川橋	200	
〃	土入川	左	河合橋下流 30m～河合橋下流 80m	50	
		右	〃	50	
〃	大門川	左	鳴神橋～北中橋	2,380	
		右	〃	2,380	
〃	和田川	左	高橋～おちあい橋	900	
		右	〃	900	
〃	〃	左	高速道路橋～丈夫橋	2,560	
		右	〃	2,560	
〃	〃	左	坂田橋～宝恵橋	1,080	
		右	〃	1,080	
〃	紀三井寺川	左	市道橋～R 42号橋	590	
		右	〃	590	
〃	中津川	左	和田川分岐点～国道橋	1,160	
		右	〃	1,160	
堤川	堤川	左	南海加太線上流 290m～南海加太線下流 50m	340	
		右	南海加太線上流 290m～南海加太線	290	
〃	〃	左	県道粉河加太線暗渠～県道粉河加太線暗渠下流 150m	150	
		右	〃	150	
亀の川	亀の川	左	羽鳥橋～国体3号橋上流 120m	980	
		右	羽鳥橋～国体3号橋上流 100m	1,000	
〃	大坪川	右	J R～J R 下流 380m	380	

第2節 ため池

(農林水産部耕地課)

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
1	小林池	1	滝畠 514-1, 2			0.5	2.4	18	3.7	1.0	
2	樺子池上	4	上黒谷 605-1, 2			30.0	5.6	61	7.0	2.8	
3	樺子池下	5	上黒谷 604-1, 2			2.9	4.0	47	6.6	1.2	
4	新池	6	湯屋谷 238-1, 2			7.3	5.1	57	7.3	2.0	
5	窪池	7	湯屋谷 237-1, 2			6.2	4.5	85	5.8	2.6	
6	大子谷池	8	湯屋谷 236-1, 2			0.6	3.1	37	5.2	1.3	
7	花子池	9	湯屋谷 235-1, 5			5.2	4.1	78	7.4	1.7	
8	観音寺池	12	谷 507			0.4	1.3	45	2.8	2.0	
9	花ヤ池	13	谷 380			16.8	5.3	103	7.5	2.5	
10	宮池	14	谷 378			2.0	2.8	103	5.1	1.8	
11	がま池	15	谷 379			1.7	3.1	24	3.9	0.9	
12	谷口池	16	谷 376			0.8	2.5	49	4.6	2.0	
13	皿池	17	上黒谷 264-1, 2			3.0	2.5	53	4.0	1.2	
14	バス池	19	上黒谷 267-1, 2			5.9	3.4	69	4.3	1.6	
15	籠池	20	上黒谷 284-1, 2			1.6	3.2	44	4.1	1.4	
16	坊池	21	上黒谷 290-1, 2			1.6	2.6	100	3.4	0.8	
17	おんば池	22	上黒谷 320			2.4	3.6	44	4.6	1.1	
18	奥ノ池上	24	上黒谷 552-1, 2			18.5	7.2	66	9.6	2.0	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
19	奥ノ池下	25	上黒谷 551-1, 2			12.1	4.8	112	7.1	4.0	
20	新池	28	北別所 170-1, 2			22.0	6.9	58	10.3	2.3	
21	峠池	31	落合 1-1, 2			1.8	4.1	245	4.7	1.6	
22	上久六池	35	上野 560			8.4	6.0	41	7.0	1.7	
23	下久六池	36	上野 563			6.2	3.4	57	4.5	0.8	
24	山田池	37	北野 670			8.1	3.1	47	4.9	1.4	
25	私池	41	上野 546			2.6	2.9	32	4.7	7.5	
26	内池	42	上野 584			29.6	4.0	109	5.4	1.4	
27	皿池	43	北野 707			3.0	2.8	46	3.9	2.4	
28	北野新池	44	北野 616			40.7	5.0	112	7.0	2.5	
29	若宮池	45	北野 573			29.1	3.7	103	6.0	2.8	
30	個人池	47	北野 644			4.2	5.5	48	6.7	1.6	
31	長谷池	50	弘西 1306-1, 2, 3			13.8	6.0	95	7.3	1.2	
32	米山池	51	弘西 1308-1, 2			3.3	2.1	45	4.2	1.5	
33	名草池	52	弘西 534-1, 2			195.0	10.2	91	13.4	3.8	
34	深谷池	53	弘西 1366			19.8	4.3	96	7.3	2.7	
35	内山池	54	弘西 1379			3.6	2.8	23	4.5	1.5	
36	天王池	56	府中 1811			161.0	8.5	125	10.2	2.0	
37	奥新池	58	府中 1817			194.0	11.1	73	14.6	1.5	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
3 8	ひらのいけ 平野池	59	府中 1693			10.2	3.9	206	4.5	2.0	
3 9	しんいけ 新池	60	府中 1666			87.0	7.0	65	9.5	3.5	
4 0	ゆたにいけ 湯谷池	61	府中 1845			231.0	8.5	88	11.5	3.3	
4 1	やはたかみいけ 八幡上池	62	府中 441			1.9	2.5	24	4.5	1.5	
4 2	おくしもいけ 奥新池	64	直川 2663			9.0	4.5	29	6.4	2.0	
4 3	おくのいけ 奥ノ池	65	直川 2662			8.9	5.5	42	7.3	2.0	
4 4	なかのいけ 中ノ池	66	直川 2661			62.0	11.1	43	11.4	2.0	
4 5	くちのいけ 口ノ池	67	直川 2643			10.9	6.8	65	7.9	1.0	
4 6	なかたにいけ 中谷池	68	直川 2670			206.0	11.9	82	14.1	1.6	
4 7	いちたにいけ 市谷池	71	直川 1375			2.6	2.9	65	5.2	1.0	
4 8	さんまいかみいけ 三昧上池	72	直川 1477			2.1	4.1	54	5.7	2.0	
4 9	さんまいしもいけ 三昧下池	73	直川 1490			1.3	1.4	52	3.0	1.0	
5 0	かみぐりいけ 上栗池	75	六十谷 692			1.4	3.4	43	4.7	1.0	
5 1	しんいけ 新池	77	園部 1717			114.0	11.0	76	13.3	1.5	
5 2	たつりいけ 龍池	78	六十谷 685			0.6	2.7	43	3.5	1.0	
5 3	しもぐりいけ 下栗池	79	六十谷 663			0.3	1.8	28	2.6	5.0	
5 4	みたにかみいけ 未谷上池	80	六十谷 885			1.3	3.2	24	4.5	3.0	
5 5	みたにしもいけ 未谷下池	81	六十谷 881			1.2	2.8	39	5.3	1.5	
5 6	くちしんいけ 口新池	83	六十谷 926-1, 3			60.0	10.2	133	10.6	2.2	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
5 7	奥新池	84	六十谷 1266			10.1	6.0	41	8.6	2.0	
5 8	三昧池	85	六十谷 1218			28.2	7.9	68	7.1	2.0	
5 9	蓮池	88	六十谷 1104-1			25.7	4.7	132	9.0	6.0	
6 0	柳谷池	91	園部 158			19.7	7.3	74	9.3	2.0	
6 1	宮池	92	園部 1582-1, 2			5.5	2.6	100	6.5	2.5	
6 2	ショウブ池	93	園部 175-1, 2, 3, 4			4.4	3.5	24	5.0	5.0	
6 3	枇杷谷池	94	園部 130			15.1	4.0	210	5.7	2.0	
6 4	口峠谷池	96	園部 432			6.8	3.9	53	8.5	1.0	
6 5	大池	100	善明寺 642-1, 2			29.6	3.8	183	6.5	6.5	
6 6	雨谷池	103	大谷 873-1, 2			3.0	4.7	112	7.0	1.6	
6 7	大谷上池	106	大谷 784-1, 2			8.7	3.5	35	4.0	1.6	
6 8	大谷下池	107	大谷 777-1, 2			9.2	4.4	46	5.2	1.5	
6 9	大池	108	大谷 771-1, 2			145.0	6.4	80	16.2	2.6	
7 0	東谷池	109	平井 768-1			87.9	9.1	80	11.8	2.5	
7 1	西渓池	110	平井 603-1			14.1	4.8	50	6.5	3.0	
7 2	政所池	111	平井 799-1			6.5	2.5	56	4.4	3.4	
7 3	畠池	112	大谷 664-1, 3			0.1	2.8	48	5.3	0.9	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
7 4	おお いけ 池 大池	113	栄谷 993			210.0	8.9	73	14.7	3.5	
7 5	にし たに いけ 西谷池	116	栄谷 938			59.0	7.4	60	11.2	1.2	
7 6	み かさ いけ 三笠池	117	中 517			289.0	8.2	94	13.5	4.0	
7 7	てら たに いけ 寺谷池	118	中 648			3.2	3.8	30	4.3	1.4	
7 8	かみ いけ 上池	119	梅原 538			37.2	5.7	105	7.2	3.5	
7 9	しも の いけ 下ノ池	120	梅原 536			13.1	4.2	153	5.1	2.0	
8 0	まんぞう いけ 万蔵池	121	梅原 501			48.0	3.0	37	4.9	1.4	
8 1	あんらく いけ 安楽池	122	木ノ本 790			14.1	3.1	115	10.3	8.0	
8 2	たつ いけ 龍池	123	木ノ本 812-2			0.3	1.1	38	4.5	2.0	
8 3	おお いけ 大池	125	木ノ本 909			15.1	4.9	100	5.6	2.8	
8 4	おおだい いけ 大台池	126	木ノ本 932			85.6	9.6	92	11.6	5.0	
8 5	め だに いけ 女谷池	127	木ノ本 1241			9.7	4.4	57	6.8	4.0	
8 6	さかのたになかいけ 坂ノ谷中池	129	西庄 1103			13.6	3.7	74	6.4	2.7	
8 7	さかのたにしもいけ 坂ノ谷下池	130	西庄 1105			2.9	2.5	47	3.1	3.0	
8 8	いわのたにいけ 岩ノ谷池	131	西庄 1108			8.8	3.8	70	7.5	4.1	
8 9	ひらのかみ いけ 平ノ上池	132	西庄 1118			218.0	6.6	110	10.5	3.7	
9 0	ひらのしも いけ 平ノ下池	133	西庄 1119			5.1	2.8	61	3.8	1.2	
9 1	じょうが たに いけ 城ヶ谷池	134	西庄 1149			0.9	1.9	19	3.4	1.2	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千 m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
9 2	いけのたにいけ 池ノ谷池	136	本脇 585			11.9	5.3	55	8.2	1.8	
9 3	まる いけ 丸 池	137	本脇 577			3.5	2.8	55	4.0	1.6	
9 4	はびのまいいけ 蛇ノ舞池	138	本脇 584			2.6	2.5	44	2.0	0.3	
9 5	こやぎいけ 小屋木池	140	磯ノ浦 111			4.0	2.5	53	4.5	2.2	
9 6	おしのすいけ 鷺ノ巣ノ池	146	日野 269			2.0	3.7	41	5.6	5.5	
9 7	かすがいけ 春目池	147	日野 317			16.5	8.9	55	11.3	1.5	
9 8	おおいたにいけ 大井谷池	148	磯ノ浦 331			1.3	1.5	47	3.2	2.6	
9 9	いしうちいけ 石打池	149	加太 669			3.5	3.4	49	5.4	1.3	
100	やまだいけ 山田池	152	加太 649			1.5	3.2	32	5.2	2.0	
101	おおさきこいけ 大崎小池	154	加太 1			0.2	1.7	19	2.4	1.8	
102	おおさきいけ 大崎池	156	加太 10			5.3	2.7	65	4.9	2.0	
103	さんまいいけ 参マイ池	176	上三毛 246			4.0	3.5	72	4.5	1.8	
104	なかがわいけ 中川池	177	上三毛 247			4.1	2.8	76	5.3	0.6	
105	かまいけ 鎌池	180	上三毛 248			5.4	3.6	78	11.3	3.1	
106	ちょうだにいけ 長谷池	183	上三毛 1117			68.0	9.5	62	11.1	2.0	
107	みなみのしばいけ 南ノ芝池	185	上三毛 482			1.5	2.9	65	5.7	1.5	
108	きょうもりいけ 京森池	186	上三毛 575			0.3	1.4	40	5.0	1.0	
109	ばばさきいけ 馬場洗池	190	上三毛 655			2.4	2.6	122	3.3	1.5	
110	さらいけ 皿池	191	上三毛 658			5.9	5.6	71	3.7	1.5	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
111	谷口池	192	下三毛 880			1.7	4.4	50	5.1	1.5	
112	次郎池	196	下三毛 878			2.5	3.3	57	4.4	1.0	
113	奥ノ池	199	下三毛 860			4.4	4.5	78	5.6	2.0	
114	孫六池	201	下三毛 830			0.5	2.0	45	3.1	1.0	
115	新庄池	203	新庄 194			0.2	1.3	42	2.0	1.0	
116	大明神池	204	東田中 221			2.8	4.3	89	5.2	1.2	
117	尾崎池	207	金谷 622			0.1	1.6	23	2.5	1.5	
118	奥ノ池	210	金谷 707			45.0	6.2	59	11.0	2.8	
119	弁財天池	211	金谷 705			1.5	2.3	32	7.3	2.0	
120	押池	218	金谷 953			6.2	3.7	81	9.0	2.0	
121	北端池	226	金谷 1188			3.0	3.8	58	6.3	1.8	
122	山田池	229	和佐関戸 425-1			1.7	2.1	47	4.9	1.8	
123	別所谷上池	237	祢宜 1514			1.1	2.2	56	4.3	1.2	
124	鐘池	239	祢宜 1518-1			22.1	3.9	121	5.7	2.0	
125	和坂池	241	祢宜 1541			16.0	2.9	110	5.7	2.0	
126	皿池	242	祢宜 1547			2.8	2.4	168	8.3	2.5	
127	大池	244	祢宜 1556			8.3	4.1	102	6.3	3.0	
128	マト谷池	245	祢宜 1555			1.0	3.8	35	5.9	2.0	
129	大谷池	247	祢宜 1553			4.0	5.1	28	6.2	1.5	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
130	おおたにいけ 大谷池	248	下和佐 264-1, 2			0.4	2.5	20	4.1	1.0	
131	あしやたにいけ 苦屋谷池	249	下和佐 266-1, 2			0.4	1.9	29	4.2	1.5	
132	くち 口 いけ 池	250	下和佐 318-1, 2			0.3	1.3	23	2.6	1.5	
133	おく 奥 いけ 池	251	下和佐 319-1, 2			1.0	3.2	24	4.7	2.0	
134	おお 大 いけ 池	253	岩橋 1231-1, 2			35.0	3.5	139	4.3	3.0	
135	おおいわたにいけ 大岩谷池	254	岩橋 1543-1, 2			4.3	2.9	92	6.0	3.8	
136	なが 長尾 いけ 池	255	岩橋 1794-1, 2			4.5	4.0	60	6.7	2.0	
137	おおたにいけ 大谷池	259	鳴神 202			1.0	3.6	55	8.3	1.6	
138	ソゴ寺 じいけ 池	260	井辺 626-1, 2			4.0	4.5	92	5.6	1.5	
139	藤 じいいけ 井池	266	西 783			0.2	1.6	14	2.5	2.0	
140	おおたにいけ 大谷池	273	西 746			8.7	4.8	29	6.5	4.4	
141	はかぢだにいけ 墓地谷池	274	森小手穂 1139			0.9	2.6	25	4.6	2.2	
142	かみねんぶついけ 上念仏池	276	森小手穂 877-1, 2			2.1	1.7	30	2.9	1.5	
143	しもねんぶついけ 下念仏池	277	森小手穂 884-1, 2			2.5	2.7	33	4.0	1.8	
144	ひがしたにいけ 東谷池	282	寺内 130-1, 2			40.3	8.6	50	9.9	3.5	
145	ハサミ いけ 池	283	森小手穂 1602			13.2	4.9	35	6.0	1.2	
146	しん 新 いけ 池	284	森小手穂 461-1, 2			8.3	5.9	41	7.0	4.2	
147	カゴ いけ 池	288	森小手穂 312-1, 2			0.4	1.6	45	2.4	2.0	
148	ハサミ いけ 池	290	坂田 562			17.1	3.9	46	6.0	3.3	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
149	田所池	294	三葛 1282			1.2	2.3	28	6.3	1.8	
150	皿池	295	三葛 974			0.5	3.0	20	4.0	3.5	
151	志蓮田池	296	内原 1392			3.2	3.8	92	4.7	1.6	
152	デン田池	297	内原 1440			0.5	2.3	36	4.6	1.1	
153	奥池	298	内原 1471			0.7	2.3	21	3.7	0.8	
154	下汚池	299	内原 1582			5.0	5.1	33	11.4	2.0	
155	こも池	303	内原 1654			41.9	5.0	128	7.6	1.3	
156	深池	305	吉原 1108			0.1	1.5	30	3.4	1.6	
157	ジュンドウ池	306	吉原 1362			0.3	0.9	31	2.4	1.0	
158	大池	308	吉原 1433			4.1	5.1	31	8.5	1.2	
159	岩池	310	吉原 1538			3.6	5.0	41	5.8	1.0	
160	清水谷口池	311	吉原 1551			0.2	1.1	17	3.0	1.5	
161	清水谷池	312	吉原 1555			1.2	4.1	44	6.5	1.8	
162	大門池	313	広原 558			0.5	1.8	24	3.8	2.0	
163	こも池	315	広原 477			2.1	3.7	45	5.7	3.5	
164	オオカミ坂池	316	冬野 771			0.1	0.6	13	2.0	2.0	
165	寺池	322	冬野 954			0.3	1.6	23	2.1	1.0	
166	中池	323	冬野 951			1.5	0.5	11	1.0	3.0	
167	池川池	324	冬野 948			0.3	1.0	26	1.2	4.0	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
168	おおたにいけ 大谷池	325	冬野 479			1.0	2.7	38	5.4	1.7	
169	しも いけ 下池	326	冬野 410			4.0	3.1	47	4.6	1.5	
170	かみ いけ 上池	327	冬野 415			2.0	2.3	28	4.3	4.0	
171	ふのたにいけ 符ノ谷池	331	冬野 1099			226.0	9.3	115	10.1	11.5	
172	ひろたいけ 広田池	332	冬野 1210			0.7	2.2	33	3.5	2.0	
173	あしがだにいけ 足ヶ谷池	333	冬野 1589			0.0	0	27	4.2	1.0	
174	おくのたにいけ 奥ノ谷池	334	本渡 542			0.5	1.2	36	4.9	1.0	
175	やまだいけ 山田池	335	本渡 739			0.2	1.9	38	3.8	0.9	
176	にじのおくのいけ 西ノ奥ノ池	338	朝日 590			3.4	2.5	65	4.0	2.1	
177	しげすけいけ 重助池	340	朝日 674			0.1	1.2	30	2.0	2.4	
178	あさ いけ 浅池	343	朝日 1567			41.0	5.1	142	6.8	5.0	
179	あかさかい 赤阪池	344	朝日 1446			2.7	1.8	80	2.8	2.5	
180	つち いけ 土池	347	朝日 1096			0.1	1.0	44	1.8	2.5	
181	みざえもん 三左衛門池	348	朝日 1071			0.3	1.3	31	1.9	0.6	
182	おおさら 大皿池	349	江南 499-1			4.0	5.1	77	7.6	1.5	
183	ふた 二ツ池北	350	江南 483-1			1.8	1.3	42	3.4	1.6	
184	ひがし 東池	352	本渡 978			0.1	1.0	53	2.8	1.0	
185	しもおくの 下奥ノ池	354	薬勝寺 343-1, 2			3.9	3.1	101	4.9	3.0	
186	かみおくの 上奥ノ池	355	薬勝寺 345-1, 2			5.1	4.7	59	6.5	4.0	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
187	仁井辺下池	356	仁井辺 249			0	2.3	63	3.0	2.4	
188	仁井辺上池	357	仁井辺 250			2.4	3.0	130	4.8	1.7	
189	清水池	358	江南 456-1			0.2	1.3	17	2.3	2.2	
190	里ノ池	359	江南 459-1			8.1	3.7	116	4.7	2.8	
191	ショウブ谷上池	362	相坂 456-1			0.1	1.1	20	2.6	2.9	
192	ショウブ谷下池	363	相坂 440-1			0.1	0.6	25	2.4	1.2	
193	谷奥池	364	井戸 139-1			1.1	3.0	27	4.0	1.1	
194	応供寺池	365	相坂 199-1, 2			3.8	2.8	53	5.3	2.0	
195	上池	367	相坂 354-1			0.2	0.8	33	2.1	2.4	
196	下池	368	相坂 365-1			0.1	0.7	20	2.1	2.4	
197	東池	369	相坂 4-1, 2, 7			147.0	3.0	104	5.7	8.0	
198	成福寺池	370	松原 141-1, 2			2.8	1.2	95	2.4	2.8	
199	諏訪池	371	松原 368-1, 2			3.6	3.6	42	5.2	2.2	
200	宮畠池	375	薬勝寺 1-1			0.6	2.6	28	3.4	2.0	
201	新池	376	松原 1-1, 2			28.9	2.0	109	4.1	3.5	
202	大池	377	薬勝寺 466-1			11.6	1.9	61	3.4	2.6	
203	王子谷下池	378	薬勝寺 416-1, 2			1.4	3.3	67	4.7	2.0	
204	彦次池	381	森小手穂 1600-1, 2			20.0	4.0	58	4.3	1.5	
205	本谷池	383	吉礼 1884-1, 2			6.9	3.6	39	6.1	1.5	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
206	砂羅池	384	吉礼 1796-1, 2			3.8	2.7	24	5.0	1.6	
207	大池	387	吉礼 1346-1, 2			78.5	3.3	13	6.3	2.2	
208	外池	389	吉礼 1359-1, 2			0.2	1.3	24	3.8	4.0	
209	奥ノ谷池	391	吉礼 136-1, 2			0.3	1.1	40	3.2	1.1	
210	小池	392	吉礼 1068-1, 2			0.1	1.0	26	2.0	0.7	
211	上池	396	口須佐 275-1, 2			0.1	1.0	21	2.7	0.8	
212	丸池	398	吉礼 355-1, 2			0.2	1.1	25	2.7	3.0	
213	上池	400	口須佐 479-1, 2			0.2	2.1	35	3.9	1.6	
214	小谷池	401	吉礼 375-1, 2			23.2	1.6	71	3.5	2.4	
215	吉里下池	403	吉里 75-1, 2			0.2	1.4	20	2.7	1.6	
216	西谷池	407	奥須佐 69-1, 2			2.0	2.3	68	5.6	2.0	
217	奥谷池	408	奥須佐 236			2.5	0.8	11	1.6	2.5	
218	堂池	409	奥須佐 343-1, 2			4.3	1.3	73	2.4	3.4	
219	新池	417	頭陀寺 188-1, 2			4.8	3.2	34	5.6	2.5	
220	中池	420	境原 23-1, 2			4.7	1.7	105	2.8	2.0	
221	青木谷池	425	境原 340-3, 4			24.3	6.6	114	9.7	5.0	
222	桜池	433	伊太祈曾 747-1, 2			12.0	2.0	85	3.1	3.2	
223	バス池	434	大河内 33-1, 2			1.0	1.9	31	3.6	2.2	
224	サクラ谷池	436	伊太祈曾 301-1, 2			0.2	1.3	13	2.5	1.7	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
225	いずみたにいけ 泉谷池	438	南畠 387			0.2	1.0	25	2.8	2.6	
226	ハス池	439	南畠 396			0.1	0.7	18	2.7	1.6	
227	しんでいけ 新出池	441	南畠 504-1, 2			0.5	1.6	19	3.1	3.0	
228	しばうらかみいけ 芝の浦上池	442	南畠 583			0.9	2.1	29	3.9	2.0	
229	しばうらしもいけ 芝の浦下池	443	南畠 598			0.1	1.2	18	2.3	0.5	
230	しんすいいけ 神水池	444	南畠 631			1.5	2.7	29	4.0	3.3	
231	つゆがたにいけ 露ヶ谷池	445	南畠 753			6.3	5.8	29	7.3	2.6	
232	きたそこいけ 北底池	446	黒谷 415-1, 2			1.3	2.0	39	4.4	2.0	
233	しんいけ 新池	448	黒谷 459			0.8	4.3	36	6.1	2.0	
234	みょうけんいけ 妙見池	449	黒谷 303-1, 2			1.6	3.0	44	5.1	1.6	
235	おくたにいけ 奥谷池	450	黒谷 202-1, 2			6.3	4.2	50	7.7	1.0	
236	じんさくいけ 甚作池	451	黒谷 188-1, 2			1.0	2.5	31	4.4	1.8	
237	ありのもといけ 有ノ本池	452	黒谷 148-1, 2			3.2	3.0	39	5.2	3.0	
238	しんいけ 新池	457	黒岩 471-1, 2			11.8	4.1	62	9.3	6.0	
239	すりばち池	458	黒岩 516-1, 2			0.3	2.8	29	4.4	1.2	
240	こじんいけ 個人池	462	黒岩 781-1, 2			0.1	1.1	14	2.7	1.1	
241	ほしがたにいけ 星ヶ谷池	463	黒谷 544-1, 2			17.6	2.8	33	4.6	2.0	
242	ショウブ池	465	黒岩 801-1, 2			45.1	4.3	44	8.1	7.0	
243	てらいけ 寺池	466	黒岩 124-1, 2			0.1	1.5	13	2.7	0.6	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
244	ともぶちいけ 友渕池	467	黒岩 58-1, 2			9.8	4.3	36	6.9	3.0	
245	さら 新 いけ 池	470	大河内 1040-1, 2			15.1	5.6	84	7.2	1.5	
246	と 戸 の た に いけ 谷 池	476	南畠 181			1.6	2.8	32	3.7	2.4	
247	せんぞう 千 蔵 いけ 池	478	大河内 966-1, 2			0.6	0.9	26	2.8	2.5	
248	ご や だ に いけ 後屋谷池	480	大河内 1101			4.4	3.1	48	4.9	2.2	
249	ツチノコ いけ 池	482	大河内 822-1, 2			0.2	1.7	17	3.4	0.8	
250	きた た に いけ 北 谷 池	485	大河内 594-1, 2			1.1	1.8	27	3.8	2.0	
251	かま いけ 池	486	大河内 789-1, 2			0.1	0.9	20	2.0	2.2	
252	けんちょう 見 丁 いけ 池	487	大河内 815-1, 2			0.9	2.3	31	4.0	2.0	
253	お 大 いけ 池	493	永山 1075-1			398.0	6.7	69	10.1	3.4	
254	なか 中 いけ 池	494	山東中 455-1, 2			19.6	4.9	82	6.7	4.6	
255	しも 下 いけ 池	495	大河内 347-1, 2			16.5	2.6	115	4.3	2.8	
256	コ ガ いけ 池	496	山東中 401-1, 2			1.4	1.8	30	3.6	1.6	
257	ひがしおくおおいけ 東奥大池	498	永山 630-1, 2			6.1	3.3	69	4.7	1.8	
258	オジヤ いけ 池	504	永山 585-1, 2			0.8	1.0	20	2.3	2.0	
259	こめ 米 や まい 山 いけ 池	513	永山 787-1, 2			0.1	1.5	17	2.9	0.9	
260	おく の た に いけ 奥 ノ 谷 池	516	永山 929-1, 2			1.3	1.9	33	3.6	1.9	
261	きた 北 いけ 池	521	木枕 621-1, 2			3.7	3.1	110	5.2	3.8	
262	えびす た に し も い け 谷 下 池	522	明王寺 95-1, 2			3.7	2.0	50	7.7	1.2	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
263	ヒシ池	524	矢田 63-1, 2			5.8	4.2	81	6.3	3.2	
264	前池	526	矢田 135-1, 2			0.4	1.0	30	3.1	2.3	
265	新池	528	永山 728			51.9	6.3	68	8.3	3.0	
266	小浜池	530	明王寺 54-1, 2			2.4	3.0	42	4.5	3.0	
267	ニゴリ池	532	明王寺 1			0.3	1.6	28	3.1	1.3	
268	小谷池	533	塩ノ谷 69-1, 2			3.2	4.2	42	6.1	3.0	
269	鴨折池	534	塩ノ谷 295-1, 2			1.9	2.0	28	3.5	3.0	
270	弥次谷池	535	平尾 391-1, 2			10.2	2.9	28	4.5	1.0	
271	坂ノ谷池	536	平尾 621-1, 2			0.5	1.2	32	3.1	1.2	
272	カゴ池	537	平尾 647-1, 2			0.3	1.1	36	2.9	1.6	
273	十谷池	540	平尾 765-1, 2			42.1	4.0	45	5.3	5.4	
274	取子下池	545	明王寺 469-1, 2			8.2	2.9	57	5.5	2.2	
275	取子上池	546	平尾 828-1, 2			35.7	8.6	83	7.2	9.5	
276	谷奥池	547	明王寺 423-7, 8			0.2	1.1	25	2.6	2.2	
277	谷奥池	548	明王寺 415-1, 2			0.7	3.9	33	4.7	1.5	
278	津村池	549	明王寺 380-1			3.0	3.4	39	5.6	3.3	
279	下瀬出池	550	明王寺 354-1			0.4	1.8	27	3.5	1.8	
280	上瀬出池	551	明王寺 350-1, 2			2.8	4.9	30	7.8	2.6	
281	下竹ヤ谷池	553	明王寺 323-1, 2			0.4	2.0	23	7.2	2.6	

番号	名称	市台帳 番号	所在地	管理責任者	電話番号	貯水量 (千 m ³)	水深 (m)	堤長 (m)	堤高 (m)	天端幅 (m)	備考
282	かみたけ たにいけ 上竹ヤ谷池	554	明王寺 324			1.7	3.8	32	6.8	1.5	
283	たんじょういけ 丹生池	558	明王寺 201-1, 2			1.8	2.7	44	4.2	2.2	
284	たんじょういけ 丹生池 (ひがし) (東)	559	明王寺 202-1, 2			0.6	2.1	31	3.6	2.0	
285	おくの たにいけ 奥ノ谷池	561	明王寺 174			1.1	2.4	56	5.7	1.6	
286	いわい でにしこ 岩井出西池	565	吉礼 183-1, 2			0	0	17	3.7	1.2	
287	やはたいけ 八幡池	567	府中 234			2.5	2.5	38	4.5	1.5	
288	おのやまいけ 雄ノ山池	568	滝畠 512			4.0	3.6	25	6.5	2.0	

第7章 洪水予報・水防警報

第1節 紀の川洪水予報

1 発表機関

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、和歌山地方気象台・奈良地方気象台

2 種類と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当】	<ul style="list-style-type: none">・氾濫が発生したとき。・氾濫が継続しているとき。
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当】	<ul style="list-style-type: none">・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。・氾濫危険水位（五條8.1m、三谷4.8m、船戸7.0m）に到達したとき。（和歌山市発表基準：三谷、船戸）・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当】	<ul style="list-style-type: none">・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。・避難判断水位（五條7.8m、三谷4.6m、船戸6.8m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。（和歌山市発表基準：三谷、船戸）・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）。・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当】	<ul style="list-style-type: none">・氾濫注意水位（五條7.5m、三谷3.5m、船戸5.0m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。（和歌山市発表基準：船戸）・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」 【警戒レベル2相当】	<ul style="list-style-type: none">・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）。
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none">・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

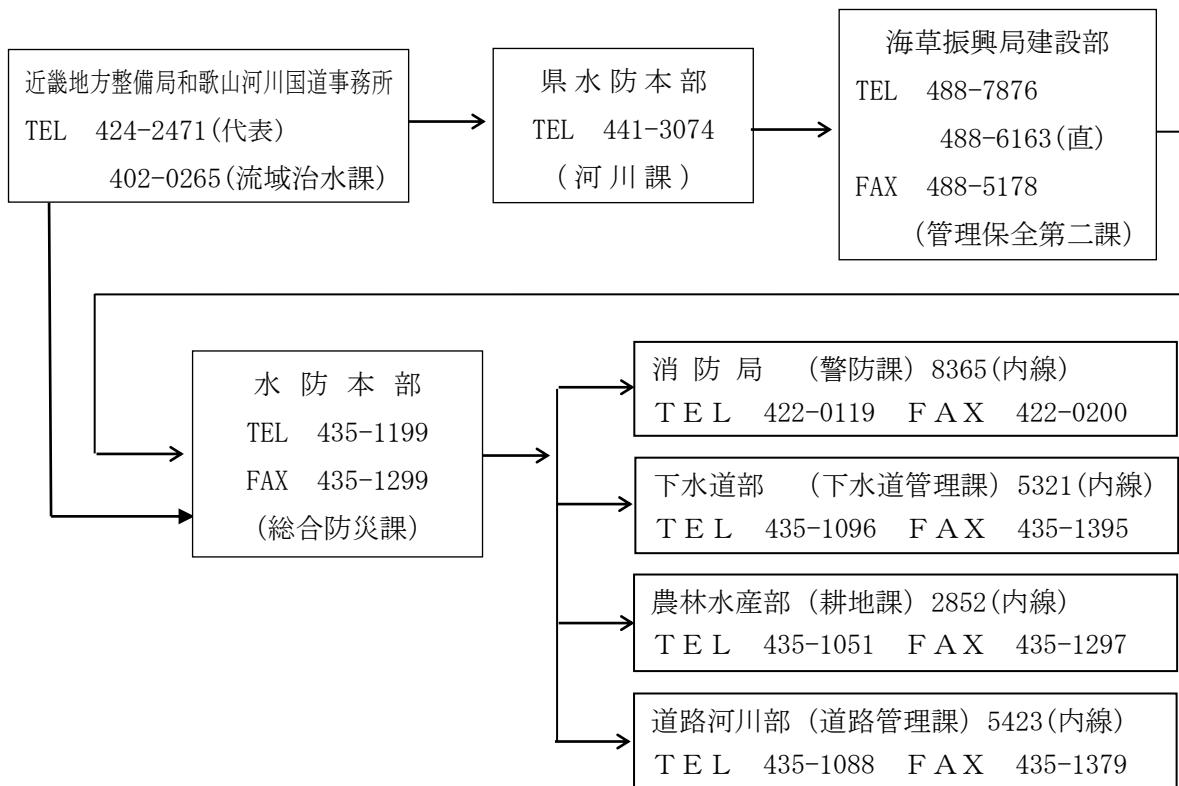
注1：予報区域のいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、和歌山河川国道事務所

と和歌山地方気象台が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

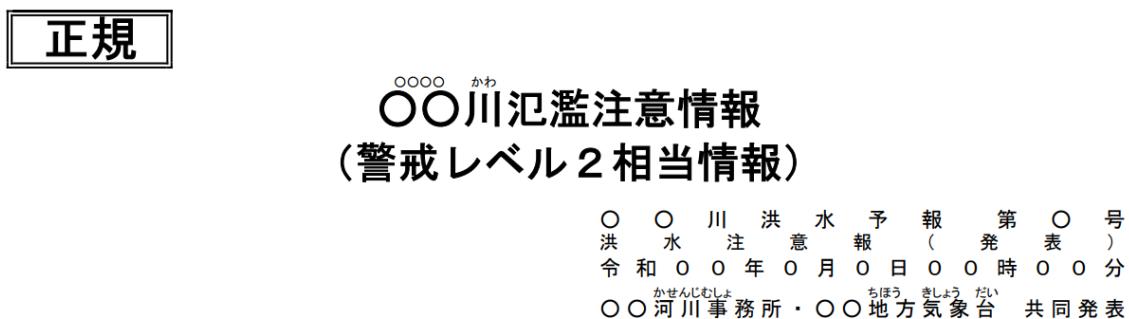
注3：大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

3 伝達



4 発表形式

付図3 洪水予報の発表形式イメージ



(見出し)

○○川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】○○川の○○水位観測所（○○市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

○○川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)		
新着・更新	新着・更新	新着
	基準水位観測所名	○○
	対象河川	○○川
	警戒レベル()相当	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)
	予測水位	
新着	○○市	2
新着	△△市	2
	○○町	-

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

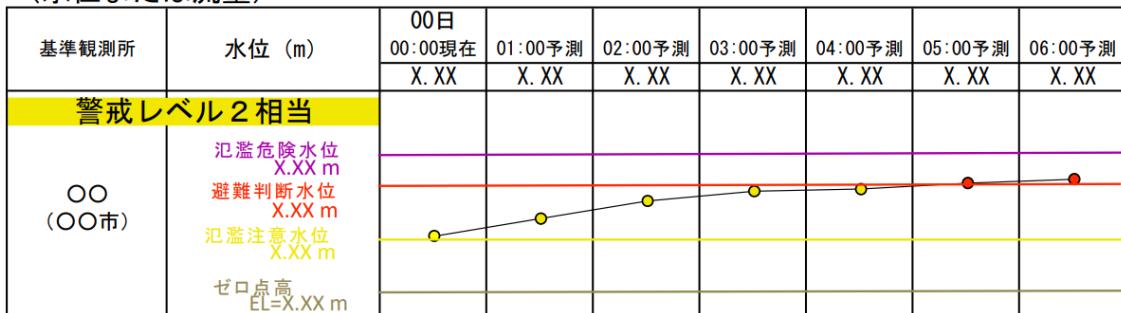
(雨量)

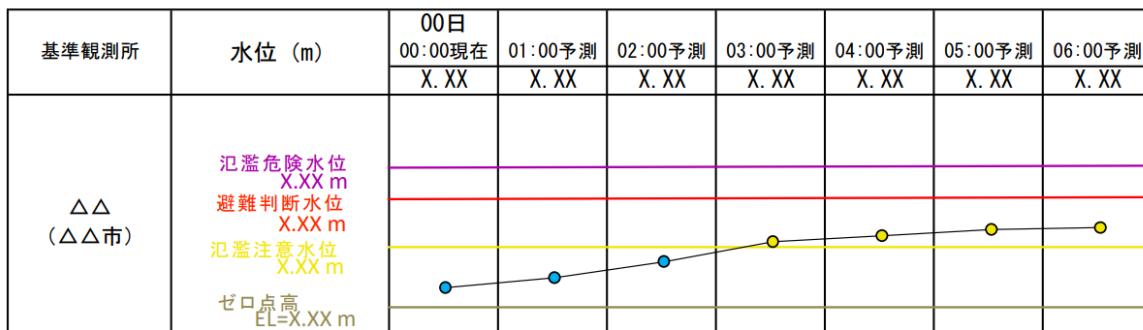
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
○○川流域	○○○ミリ	○○ミリ

(水位または流量)





- ・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○市	△△市	
受け持ち区間	○○川 左岸 ○○市○○地区からか ら○○○地区まで 右岸 ○○市○○地区からか ら○○○地区まで	○○川 左岸 △△市△△地区からか ら△△△地区まで 左岸 △△市△△地区からか ら△△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）

<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面

<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン

<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ

<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇川氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

○ ○ 川 洪 水 予 報 第 ○ 号 報 分
 洪 令 和 〇〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇
 ○ ○ かせんじむしょ 〇 ○ ちほう きしきう だい 地方氣象台 共同發表

(見出し)

○○川では、決壩による氾濫が発生
氾濫発生箇所：○○川○○市○○地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

○○川氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	○○	△△
	対象河川	○○川	○○川
	警戒レベル()相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
更新	○○市	5	-
更新	△△市	5	3
	○○町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

気象監視所	気象監視所	気象監視所	気象監視所
○○市○○地区（右岸）	<input checked="" type="checkbox"/> ○○県 <input type="radio"/> ○○市（○○地区、○○○地区、○口地区、○□○□地区） <input type="radio"/> ▲▲市（▲▲地区、▲▲△地区、△△地区、△△△△地区）	<input checked="" type="checkbox"/> ○○県 <input type="radio"/> ○○市（○○地区、○○○地区、○口地区、○□○□地区） <input type="radio"/> ▲▲市（▲▲地区、▲▲△地区、△△地区、△△△△地区）	<input checked="" type="checkbox"/> ○○県 <input type="radio"/> ○○市（○○地区、○○○地区、○口地区、○□○□地区） <input type="radio"/> ▲▲市（▲▲地区、▲▲△地区、△△地区、△△△△地区）

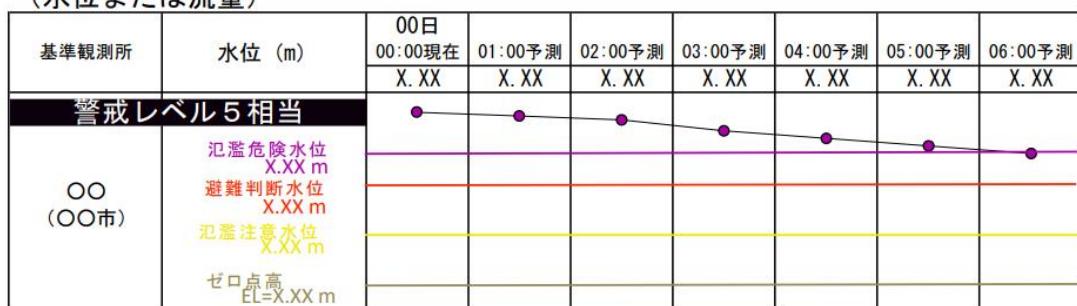
(雨量)

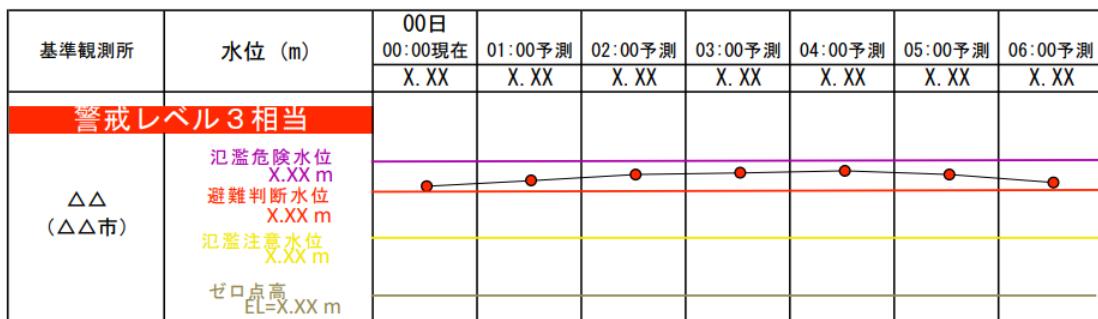
多いところでは1時間に100ミリの雨が降っています

多いところでは1時間に60ミリの雨が降る。この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)





- ・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	○○ 水位観測所	△△ 水位観測所	
	○○市	△△市	
受け持ち区間	○○川 左岸 ○○市○○地区から○○地区まで 右岸 ○○市○○地区から○○地区まで	○○川 左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報） <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面 <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>



今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

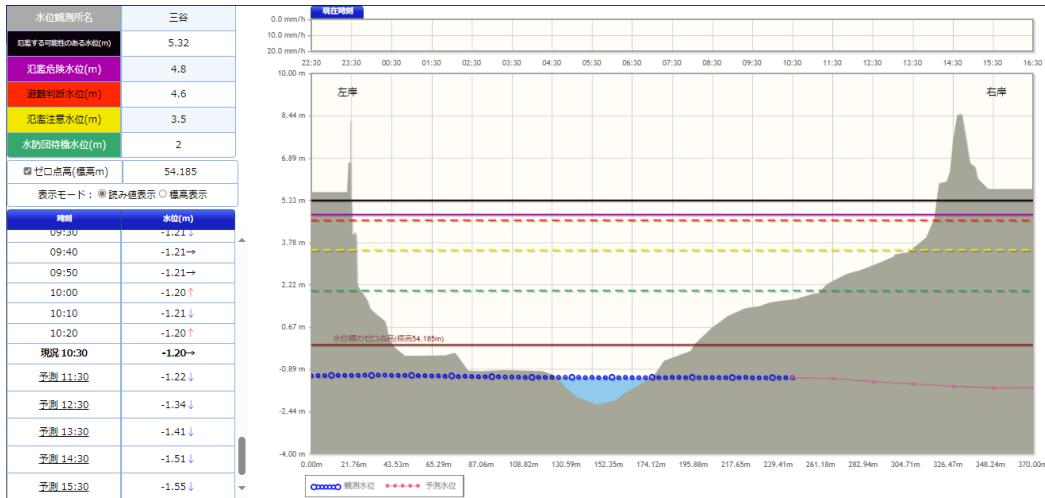
水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

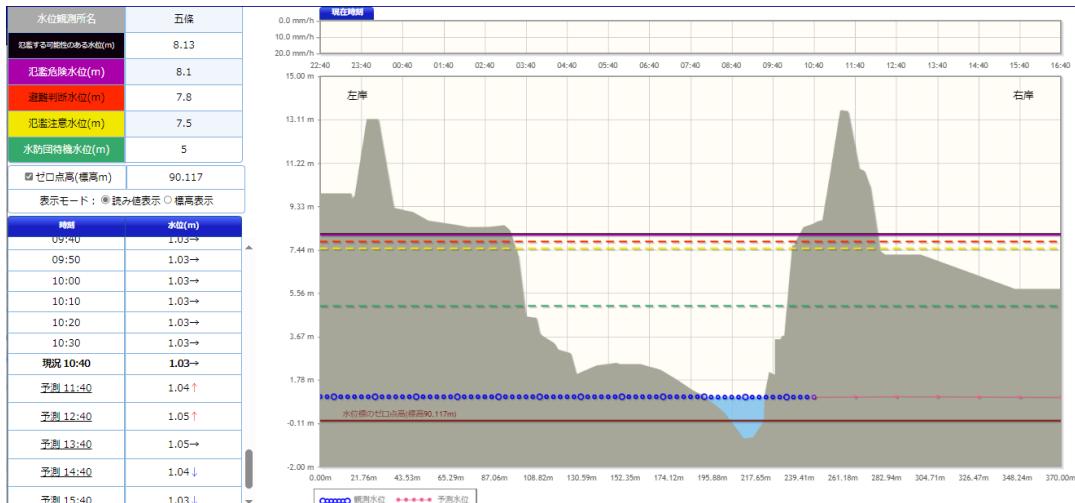
(参考資料)



船戸水位観測所（岩出市）



三谷水位観測所（伊都郡かつらぎ町）



五條水位観測所（五條市）

第2節 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 発表機関

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

(2) 実施河川

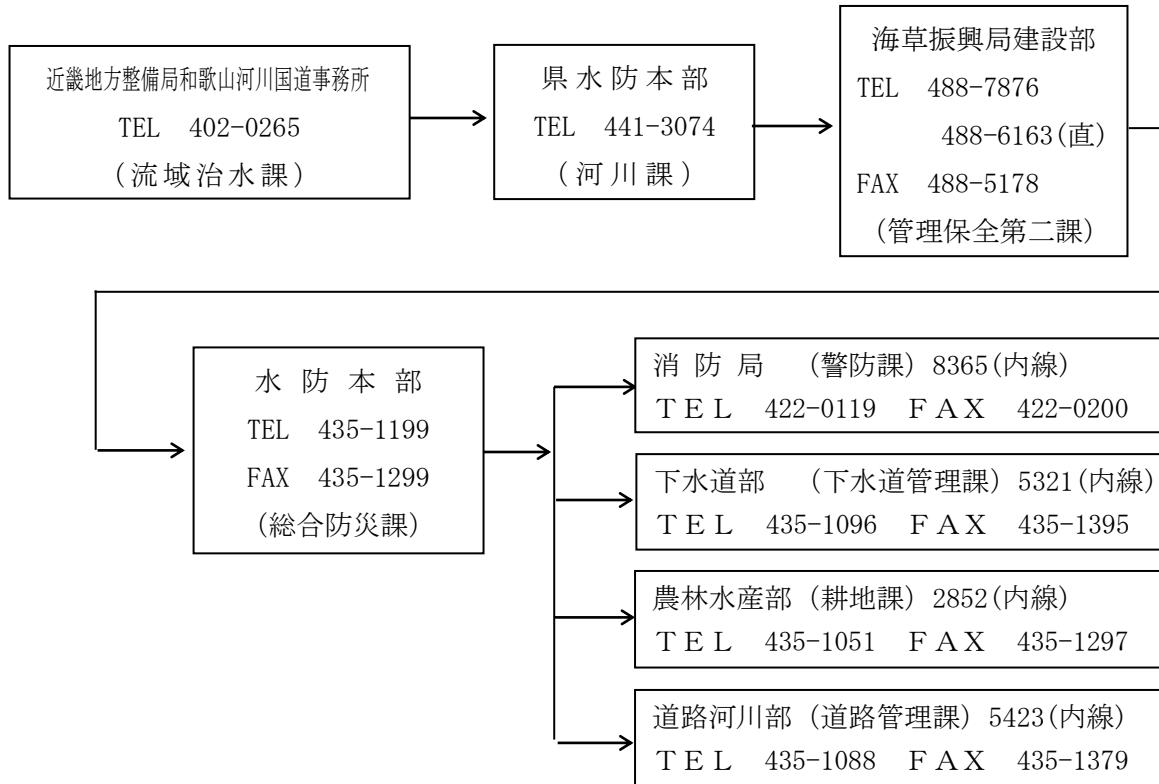
紀の川

(3) 種類と発表基準

(対象とする基準点 船戸 汛濫注意水位 5.00m)

段階	種類	内 容	発表時間
第 1	待 機	水防団員の足留め	汛濫注意水位に達する 4 時間前
第 2	準 備	水防資器材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動	汛濫注意水位に達する 3 時間前
第 3	出 動	水防団員の出動の必要を警告	汛濫注意水位に達する 2 時間前
第 4	解 除	水防活動の終了の通知	汛濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(4) 伝達



(5) 発表形式

正規

水防警報（準備）

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省〇〇河川事務所発表
(第〇号)

(見出し)

〇〇川の〇〇基準観測所 水防機関準備

(現況)

〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇町)の水位は、〇日〇〇時〇〇分現在XX.XXmです。

(発表)

水防機関は準備してください。

(水防警報発表状況)

〇〇河川事務所 水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	水防警報発表状況	準備	
更新	〇〇市	準備	
更新	△△市	準備	

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面 <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ <https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>



イメージ



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先

国土交通省〇〇河川事務所〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

2 知事が行う水防警報

(1) 発表機関

海草振興局建設部

(2) 実施河川

和田川・亀の川

(3) 種類と発表基準

(対象とする基準点 和田川：広見橋 水防団待機水位 1.80m)

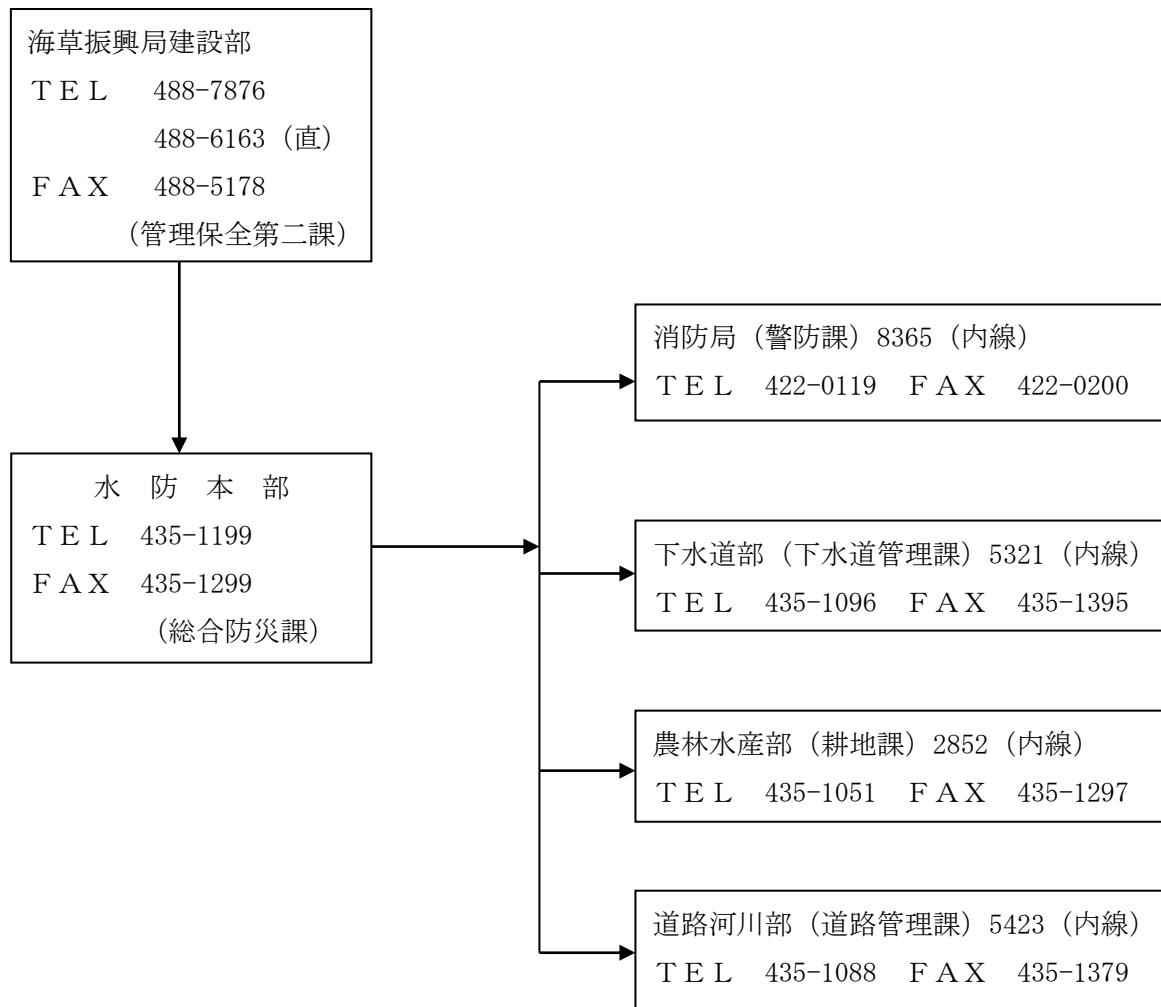
氾濫注意水位 2.00m

亀の川：羽鳥橋 水防団待機水位 1.60m

氾濫注意水位 2.00m)

段階	種類	内容	発表時間
第 1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とする。	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある時。
第 2	準備	水防資器材の準備点検、水門等開閉準備、幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位（通報水位）を超えて、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがある時。
第 3	出動	水防団員が出動し、河川巡視を行うとともに、災害の発生を警戒、予防するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を超えて、なお上昇するおそれがある時。
第 4	解除	水防活動の終了に関するもの。	氾濫注意水位以下に下降し、今後の水位の上昇の見込みがなくなった時、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時。

(4) 伝達



(5) 発表形式

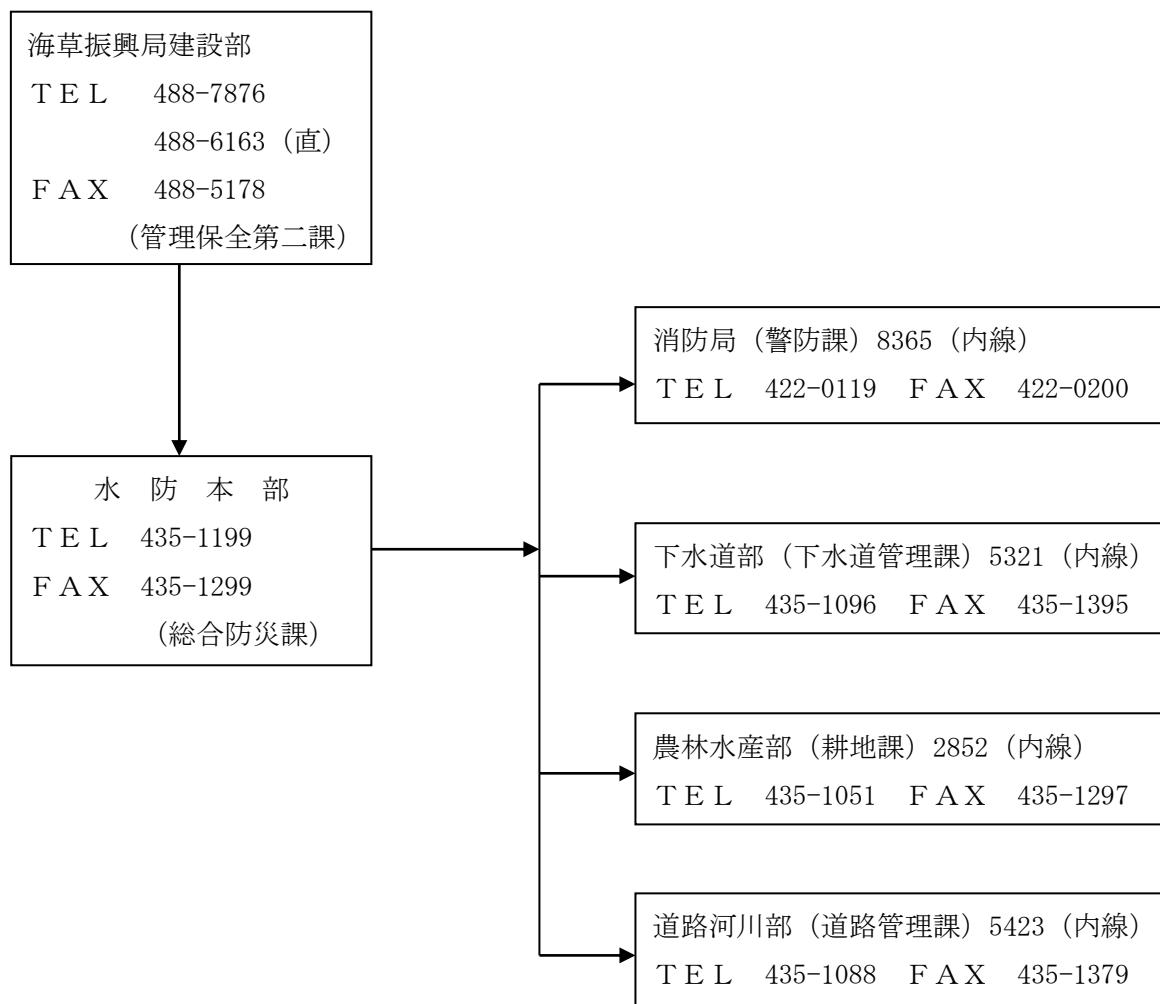
() 川 () 水防警報 第 号			
第1段階 待機 第2段階 準備 第3段階 出動 第4段階 解除			
令和 年 月 日 時 分 和歌山県水防本部発表 (振興局)			
() 川 () 水位観測所の 月 日 時 分現在の			
水位は、	m	c m	となり () 水位 を { に近づき 越え を下回り } ました。
第1段階	水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機して下さい。		
第2段階	水防機関は、出動の準備をして下さい。		
第3段階	水防機関は、出動して下さい。		
第4段階	水防警報を解除します。		
連絡先	連絡時刻	発信者	受信者

第3節 水位周知河川の水位情報

1 水位情報の発表区域等

水位周知 河 川	区 域	対 象 量水標	水 位	発 表 事務所	担当水防 管理団体
和田川	(左岸)和歌山市大河内 (右岸)和歌山市大河内 から和歌川合流まで	広見橋	氾濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海 草	和歌山市
亀の川	(左岸)海南市東畑 (右岸)海南市ひや水 から海まで	大師橋	氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.80 氾濫注意水位 1.50 水防団待機水位 1.20	海 草	和歌山市 海 南 市
		羽鳥橋	氾濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.60		

2 水位情報の伝達経路



3 発表形式

(上昇局面の場合)

氾濫発生情報 () 川 氾濫危険情報（洪水特別警戒水位情報） 氾濫警戒情報・氾濫注意情報
--

令和 年 月 日 時 分
和歌山県水防本部発表
(振興局)

【本文】

選択 (○)	種類	内 容
	氾 濫 発 生 情 報	【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】() 川の() 市・町() 地区で、() 時() 分に { 堤防から越水・堤防が決壊 } して氾濫が発生しました。
	氾 濫 危 険 情 報	【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】() 川は、() 時() 分に、() 市・町() 観測所で、氾濫危険水位（危険水位）() mに達しました。 堤防高が低い箇所では、氾濫が発生する恐れがありますので、住民の方々は警戒するとともに、市町村からの避難情報、河川周囲の状況に注意して下さい。
	氾 濫 警 戒 情 報	【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】() 川は、() 時() 分に、() 市・町() 観測所で、避難判断水位() mに達しました。 水位はさらに上昇する恐れがあります。今後とも、() 川の水位に関する情報に注意して下さい。
	氾 濫 注 意 情 報	【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】() 川は、() 時() 分に、() 市・町() 観測所で、氾濫注意水位（警戒水位）() mに達しました。 水位はさらに上昇する恐れがあります。今後とも、() 川の水位に関する情報に注意して下さい。

(参考)

() 川 () 観測所 () 市)

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）() m、避難判断水位() m

氾濫注意水位（警戒水位）() m、水防待機水位（通報水位）() m

【水位危険度レベル】

● レベル5	氾濫発生
● レベル4 水位	氾濫危険水位超過
● レベル3 水位	避難判断水位超過
● レベル2 水位	氾濫注意水位超過
● レベル1 水位	水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

(報道関係) 和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課

TEL : 073-441-3074

(市町村関係)

和歌山県〇〇振興局建設部

(下降局面の場合)

() 川	氾濫警戒情報 氾濫注意情報 氾濫注意情報解除
-------	------------------------------

令和 年 月 日 時 分
和歌山県水防本部発表
(振興局)

【本文】

選択 (○)	種類	内 容
	氾濫警戒情報	【警戒レベル3相当情報〔洪水〕に引下げ】() 川は、() 時 () 分に () 市・町 () 観測所で、氾濫危険水位を下回りました。 引き続き十分な注意をしてください。
	氾濫注意情報	【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】() 川は、() 時 () 分に () 市・町 () 観測所で、避難判断水位を下回りました。 引き続き十分な注意をしてください。
	氾濫注意情報解除	() 川は、() 時 () 分に、() 市・町 () 観測所で、氾濫注意水位を下回りました。 危険はなくなったものと思われます。

(参考)

() 川 () 観測所 () 市・町
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) () m、避難判断水位 () m
氾濫注意水位 (警戒水位) () m、水防待機水位 (通報水位) () m

【水位危険度レベル】

● レベル5	氾濫発生
● レベル4 水位	気象危険水位超過
● レベル3 水位	避難判断水位超過
● レベル2 水位	気象注意水位超過
● レベル1 水位	水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

(報道関係) 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 TEL : 073-441-3074	(市町村関係) 和歌山県〇〇振興局建設部
--	-------------------------

第8章 橋門・水門

第1節 河 川

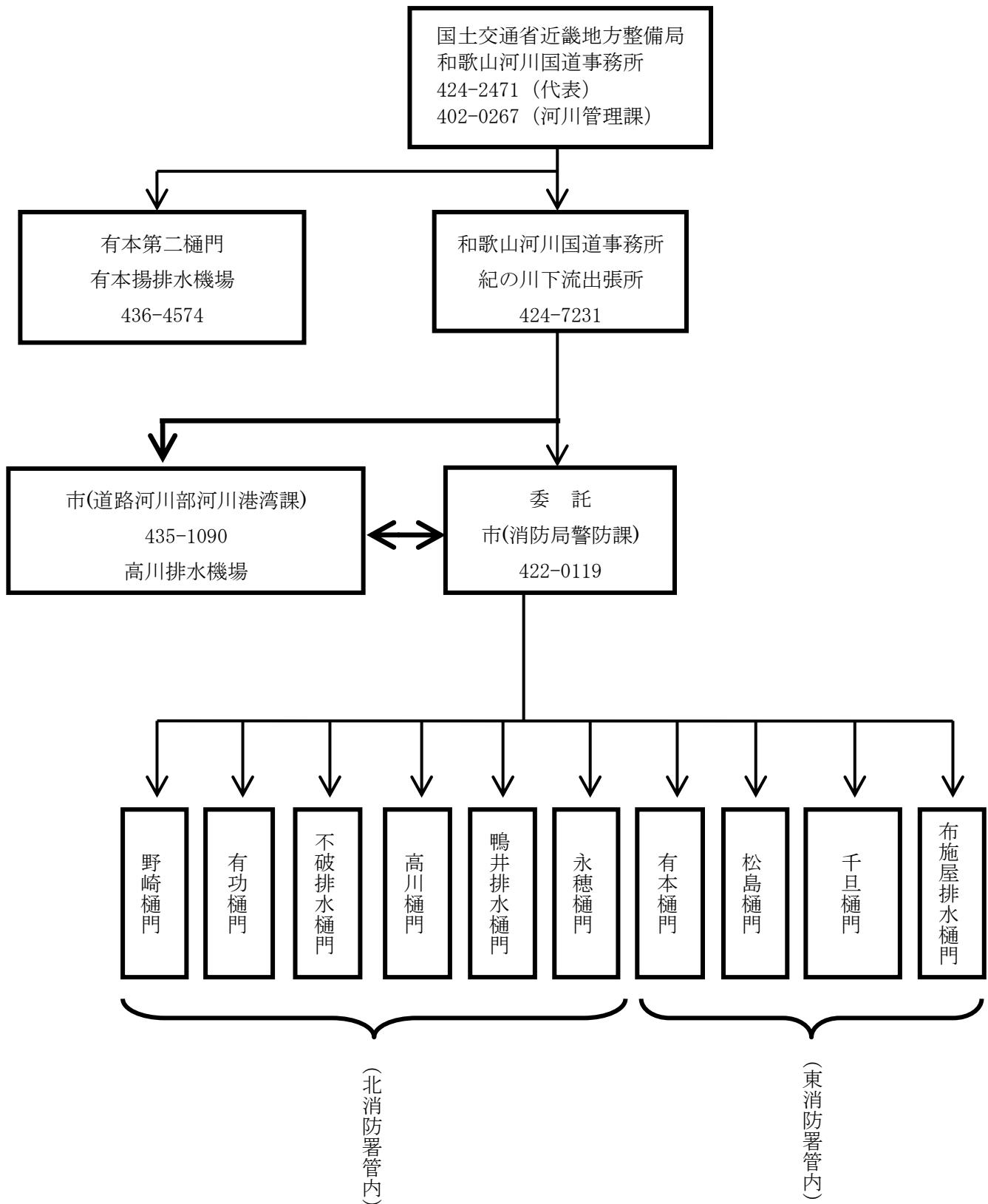
1 国土交通省管理河川

(1) 紀の川 (15か所)

橋門等の名称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
野崎橋門	右岸 北島 553-4	国土交通省 管理委託 (消防局警防課)	"		野崎橋門操作 要領による。
有功橋門	右岸 船所 204-1	"	"		有功橋門操作 要領による。
有本橋門	左岸 有本 774-2	"	"		有本橋門操作 要領による。
松島橋門	左岸 松島 581-3	"	"		松島橋門操作 要領による。
千旦橋門	左岸 祢宜 1342-1	"	"		千旦橋門操作 要領による。
永穂橋門	右岸 永穂 146	"	"		永穂橋門操作 要領による。
布施屋 排水橋門	左岸 布施屋 769	"	"		布施屋排水橋 門操作要領に よる。
不破 排水橋門	右岸 直川	"	"		不破橋門操作 要領による。
高川橋門 高川排水機場	右岸 田屋 58-2	国土交通省 管理委託 橋門 (消防局警防課) 排水機場 (都市建設局 河川港湾課)			高川橋門操作 要領による。
鴨井 排水橋門	右岸 小豆島	国土交通省 管理委託 (消防局警防課)			鴨井排水橋門 操作要領によ る

樋門等の名称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
有本第二樋門 有本揚排水機場	左岸 有本 587	国土交通省			有本第二樋門 操作要領による。
西粟樋門	右岸 粟 437	市下水道部 下水道管理課			西粟樋門操作 要領による。
新六箇井 取水口	右岸 園部	新六箇井 土地改良区			樋門操作要領 による。
紀の川大堰	有本 462	国土交通省			紀の川大堰操作 規則による。
六十谷水門	右岸 六十谷	新六箇井 土地改良区			紀の川の水位が 内水位より高く なった時閉門する。

<紀の川水系樋門操作伝達系統図>



2 県管理河川

(1) 土入川 (8か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
三箇立合 樋 門	左岸 延時 147	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する。
新四郎兵衛 樋 門	左岸 向 71	市道路河川部 河川港湾課			"
古川樋門	左岸 向	市農林水産部 耕地課			"
狐島樋門	左岸 狐島 655-1	市道路河川部 河川港湾課			"
土入北樋門	左岸 湊 1835	市道路河川部 河川港湾課			"
湊中洲樋門	左岸 湊 1820	市道路河川部 河川港湾課			"
東松江 バイパスゲー ト	右岸 松江東四丁目 1294番54 (東松江排水ポン プ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
松江北樋門	右岸 松江北一丁目 793 番 29 (松江排水ポンプ 場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"

(2) 大門川 (3か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
音浦水門	鳴神	紀の川左岸 土地改良区			増水状況により適宜 操作する。
出水橋樋門	右岸 太田 667	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する。
出水樋門	左岸 出水	市道路河川部 河川港湾課			"

(3) 和歌川 (5か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
手平大樋門	左岸 手平1丁目3-41	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する。
手平樋門	左岸 手平6丁目1-29	市道路河川部 河川港湾課			"
和歌川右岸 第1樋門	和歌山市和歌浦 東 3-6-46 地先	海草振興局 建設部			フラップゲートに よる自動化で対応

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
和歌川右岸 第2樋門	和歌山市和歌川 町1-13地先	①市道路河川 部河川港湾課 ②海草振興局 建設部			①高潮警報が発 令された時 ②津波警報が発 令された時
吹屋町樋門	左岸 吹屋町一丁目 地先	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高くなっ たとき閉門する。

(4) 市堀川 (1か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
湊紺屋水門	湊紺屋町	海草振興局 建設部			ポンプ場操作 要領による。

(5) 和田川 (16か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
朝日出島 水 門	左岸 朝日北	海草振興局 建設部			県海草建設部水門 操作要領による
井戸樋門	左岸 井戸	海草振興局 建設部			"
前代川樋門	左岸 菖蒲谷	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する
名草川樋門	左岸 和田 1037 番地先	市道路河川部 河川港湾課			"
名草樋門	左岸 和田 1153 番地先	市農林水産部 耕地課			外水位の状況に応じ樋 門の開閉を行う
西溝地西辻 樋 門	左岸 坂田 665-4	市農林水産部 耕地課			"
浜田樋門	右岸 坂田 738	市農林水産部 耕地課			"
坂田北浜 樋 門	右岸 坂田 744	市農林水産部 耕地課			"
田尻新田 樋 門	右岸 田尻 38	市農林水産部 耕地課			"
仁の口田 樋 門	右岸 田尻 35	市農林水産部 耕地課			"
岡崎汐止天 溝逃樋門	右岸 西	市農林水産部 耕地課			"
田尻池浜 樋 門	右岸 坂田 718	市農林水産部 耕地課			"
中島汐止樋門	右岸 中島 471	市農林水産部 耕地課			"

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
三代浦樋門	右岸 坂田 24	市農林水産部 耕地課			"
樋の口樋門	右岸 坂田 177	市農林水産部 耕地課			"
新樋門	右岸 和田 1215	市農林水産部 耕地課			"

(6) 中津川 (6か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
中津川水門	左岸 三葛 250	海草振興局 建設部			県海草建設部水門 操作要領による。
三葛下浜 1号樋門	左岸 三葛 180-3 番地先	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき開門する。
三葛下浜 10号樋門	左岸 三葛 119-2 番地先	市道路河川部 河川港湾課			"
中津川樋門	三葛 187-2 番地先	市道路河川部 河川港湾課			"
鷹場樋門	左岸 紀三井寺 755 番地先	市道路河川部 河川港湾課			"
塩浜1号 樋 門	右岸 紀三井寺 855 番地先	市道路河川部 河川港湾課			"

(7) 亀の川 (3か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
羽鳥橋樋門	左岸 内原 724 番地先	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき開門する。
亀の川樋門	右岸 内原 948 番地先	市道路河川部 河川港湾課			"
紀三井寺放流 ゲート	左岸 紀三井寺 190 番 3 地 先 (紀三井寺ポンプ 場地先)	市道路河川部 河川港湾課			"

(8) 堤 川 (1か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
山田樋門	加太	海草振興局 建設部			県海草建設部水 門操作要領によ る。

(9) 水軒川 (12か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
曲樋門	左岸 湊地先	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する。
水軒市三郎 樋門	水軒川右岸 (水軒1 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
すっぽん 樋門	水軒川右岸 (水軒2 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
大浦樋門	水軒川右岸 (水軒3 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
中橋北1号 樋門	水軒川右岸 (水軒4 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
中樋1号 樋門	水軒川右岸 (水軒6 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
中樋2号 樋門	水軒川右岸 (水軒5 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
南樋1号 樋門	水軒川右岸 (水軒7 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
南樋2号 樋門	西浜地先 水軒川右岸	市道路河川部 河川港湾課			"
南すっぽん 樋門	水軒川右岸 (水軒8 号ポンプ場地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
養翠園1号 樋門	西浜 1164番地先 (養翠園地内)	市道路河川部 河川港湾課			"
養翠園2号 樋門	西浜 1164番地先 (養翠園地内)	市道路河川部 河川港湾課			"

3 市管理河川

(1) 市町川 (1か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
市町樋門	右岸 和歌浦南二丁目地先	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する。

(2) 川尻川 (1か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
川尻川樋門 (和歌山NO 3)	磯ノ浦	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門す る。

(3) 大浦川 (1か所)

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
雄の浦樋門 (和歌山NO 67)	大浦	和歌山下津港湾事務所			フラップゲートに よる自動化で対応

4 その他

(1) 六箇井川（1か所）

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
藤田樋門	左岸 藤田	六箇井 土地改良区			外水位が内水位より高 くなったとき閉門する。

(2) 水路（貴志地区）（2か所）

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
貴志北取込 樋門	左岸 延時地先	市道路河川部 河川港湾課			増水状況により 適宜操作する。
貴志南取込口	右岸 延時地先	市道路河川部 河川港湾課			//

(3) 水路（宮地区）（1か所）

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
麦代樋門	右岸 有家地先	市道路河川部 河川港湾課			増水状況により 適宜操作する。

第2節 海岸

和歌山下津港・加太港

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
(加太地区)					
加太No.1 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
加太No.2 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
加太No.3 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
加太No.4 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.5 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.6 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.7 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.8 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.9 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.10 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.11 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.12 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
加太No.13 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
加太No.14 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.15 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			〃
加太No.16 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
加太No.18 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
加太No.19 ゲート	加 太	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
(磯ノ浦地区)					
和歌山No.1 ゲート	磯ノ浦	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
和歌山No.2 ゲート	磯ノ浦	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.3 ゲート	磯ノ浦	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.5 ゲート	本 脇	和歌山下津港湾事務所			常時開門
和歌山No.6 ゲート	本 脇	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.7 ゲート	本 脇	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.9 ゲート	本 脇	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.10 ゲート	本 脇	和歌山下津港湾事務所			〃
(本港地区)					
和歌山No.12 ゲート	久保丁	和歌山下津港湾事務所			開閉作業不要
和歌山No.14 ゲート	久保丁	和歌山下津港湾事務所			常時開門
和歌山No.15 ゲート	久保丁	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.16 ゲート	植松丁	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.17 ゲート	植松丁	和歌山下津港湾事務所			〃

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
和歌山No.20 ゲート (青岸鉄扉)	青 岸	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
和歌山No.22 ゲート	青 岸	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.24 ゲート	西河岸町	和歌山下津港湾事務所			開閉作業不要
和歌山No.27 ゲート (築港B P)	築港1丁目	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
和歌山No.28 ゲート (築港B P)	築港1丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.29 ゲート (築港B P)	築港1丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.30 ゲート (築港B P)	築港1丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.31 ゲート	築港1丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.85 ゲート (築港B P)	築港1丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.39 ゲート	築港2丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.40 ゲート	築港3丁目	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
和歌山No.47 ゲート (築港第1岸壁)	築港4丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.48 ゲート (港湾事務所横)	築港6丁目	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.68 ゲート (南港)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.69 ゲート (南港3号鉄扉)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
和歌山No.70 ゲート (南港2号鉄扉)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.71 ゲート (西浜B P)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
和歌山No.72 ゲート (西浜埠頭)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
和歌山No.86 ゲート (西浜2号道路)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.73 ゲート (西浜6号岸壁)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
和歌山No.74 ゲート (中埠頭5号岸壁)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			〃
和歌山No.75 ゲート (本港4号鉄扉)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。

名 称	位 置	管 理 者	操作担当者	電話番号	操作基準
和歌山No.76 ゲート (本港3号鉄扉)	湊藻種畠	和歌山下津港湾事務所			"
和歌山No.77 ゲート (本港1号鉄扉)	湊藻種畠	和歌山下津港湾事務所			"
和歌山No.80 ゲート	湊	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
(大浦地区)					
和歌山No.66 ゲート (大浦船揚場)	西 浜	和歌山下津港湾事務所			常時閉鎖
和歌山No.67 ゲート	西 浜	和歌山下津港湾事務所			開閉作業不要
(和歌浦地区)					
和歌山No.84 ゲート	和歌浦南3丁目	和歌山下津港湾事務所			津波・高潮時に閉門する。
(琴の浦地区)					
琴ノ浦 1号樋門	毛 見	市道路河川部 河川港湾課			外水位が内水位より高くなつたとき閉門する。
琴ノ浦 2号樋門	毛 見	市道路河川部 河川港湾課			"
琴ノ浦 3号樋門	毛 見	市道路河川部 河川港湾課			"

第9章 低地排水ポンプ

[和歌川系] (7か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
旭橋雨水ポンプ場	紀三井寺 807番66	市下水道部 終末処理場管理課		
和歌川ポンプ場	塩屋5丁目	海草振興局 建設部管理保全第二課		
塩屋ポンプ場	塩屋六丁目 738 番2地先	市道路河川部 河川港湾課		
芦原中継ポンプ場	雄松町六丁目 36 番地	市下水道部 終末処理場管理課		
手平中継ポンプ場	手平一丁目 6番5号	市下水道部 終末処理場管理課		
小雜賀2号ポンプ場	小雜賀 783番23 地先	市道路河川部 河川港湾課		
小雜賀地区 内水排除ポンプ場	小雜賀2丁目	海草振興局 建設部管理保全第二課		

[和田川系] (11か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
中島ポンプ場	中島471番1地先	市道路河川部 河川港湾課		
杭ノ瀬川ポンプ場	杭ノ瀬中浜 435-1	海草振興局 建設部管理保全第二課		
名草排水機場	和田 1155-1	市農林水産部 耕地課		
岡崎排水機場	和田 1288-2	市農林水産部 耕地課		
米田排水機場	朝日 198-4	市農林水産部 耕地課		
吉礼排水ポンプ場	吉礼 746番3地先	市道路河川部 河川港湾課		
前代川ポンプ場	吉礼 662	市道路河川部 河川港湾課		
安堵の鼻ポンプ場	三葛 526番6地先	市道路河川部 河川港湾課		

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
杭ノ瀬第1調整池 ポンプ場	南出島 86 番地	市下水道部 終末処理場管理課		
前代川 ゲートポンプ場	吉礼 626-14	市道路河川部 河川港湾課		
和田川雨水簡易ポンプ場	神前 632 番 1	市下水道部 下水道管理課		

[水軒川系] (5か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
大浦川ポンプ場	西浜地先	市道路河川部 河川港湾課		
西浜雨水ポンプ場	西浜 1008 番 2	市下水道部 下水道管理課		
水軒川ポンプ場	水軒川 右岸 (8か所)	市道路河川部 河川港湾課		
今福雨水ポンプ場	西浜 844 番	市下水道部 下水道管理課		
養翠園ポンプ	西浜字下川向ノ坪 1179 番 3 (養翠園) 地内	市道路河川部 河川港湾課		

[大門川系] (2か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
大門川雨水ポンプ場	太田 636 番地	市下水道部 終末処理場管理課		
黒田排水ポンプ場	太田 636 番地先	市道路河川部 河川港湾課		

[築地川系] (2か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
湊南第1雨水ポンプ場	湊 1414 番 16	市下水道部 下水道管理課		
湊南第2雨水ポンプ場	湊 1414 番 9	市下水道部 下水道管理課		

[紀三井寺川系] (3か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
紀三井寺川ポンプ場	紀三井寺	海草振興局 建設部管理保全第二課		

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
内原排水ポンプ場	内原 980 番 1 地先	市道路河川部 河川港湾課		
内原ゲートポンプ	内原 980 番 1 地先	市道路河川部 河川港湾課		

[真田堀川系] (1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
中之島雨水ポンプ場	宇治家裏 167 番 12	市下水道部 終末処理場管理課		

[中津川系] (3か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
三葛ポンプ場	三葛 187 番 1 地先	市道路河川部 河川港湾課		
大門北樋排水ポンプ場	紀三井寺 742 番 1 地先	市道路河川部 河川港湾課		
三葛下浜 2 号樋門 ゲートポンプ	三葛 236 番 4 地先	市道路河川部 河川港湾課		

[亀の川系] (6か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
紀三井寺ポンプ場 (紀三井寺団地)	紀三井寺 190 番 3	市道路河川部 河川港湾課		
紀三井寺排水ポンプ場 (紀三井寺団地)	紀三井寺 198 番 3	市道路河川部 河川港湾課		
羽鳥橋 排水ポンプ場	内原 723 番 4 地先	市道路河川部 河川港湾課		
羽鳥橋 第 2 排水ポンプ場	内原 747 番 14 地先	市道路河川部 河川港湾課		
本渡ポンプ場	本渡 451 番 3	市道路河川部 河川港湾課		
亀の川ポンプ設備	内原	海草振興局 建設部管理保全第二課		

[津屋川系] (2か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
和歌浦甲ポンプ場	和歌浦東二丁目 568 番 1 地先	市道路河川部 河川港湾課		

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
津屋川ポンプ場	和歌浦東	海草振興局 建設部管理保全第二課		

[有本川系] (2か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
有本排水ポンプ場	有本 694 番地内 (紀ノ川中学校地内)	市道路河川部 河川港湾課		
有本揚排水機場	有本	国土交通省		

[高川系] (1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
高川排水機場	直川 245	市道路河川部 河川港湾課		

[毛見地区] (2か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
毛見雨水ポンプ場	毛見 1439 番 2	市下水道部 終末処理場管理課		
毛見北ポンプ場	毛見 1003 番 1 地 先	市道路河川部 河川港湾課		

[岩橋地区] (1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
岩橋排水ポンプ場	岩橋 661 番 17 地 内	市道路河川部 河川港湾課		

[土入川系] (8か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
湊中洲ポンプ場	湊 1609 番 3 地先	市道路河川部 河川港湾課		
湊中洲 南ゲートポンプ	湊 1820 番 54 地先	市道路河川部 河川港湾課		
野崎雨水ポンプ場	北島 370 番 3	市下水道部 下水道管理課		
島橋雨水ポンプ場	島橋西ノ丁 682 番 1	市下水道部 下水道管理課		

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
東松江排水ポンプ場	松江東四丁目 1294番54	市道路河川部 河川港湾課		
大淀雨水ポンプ場	狐島615番24	市下水道部 下水道管理課		
貴志雨水ポンプ場	土入75番1	市下水道部 下水道管理課		
大淀ゲートポンプ	延時93番1地先	市下水道部 下水道管理課		

〔打手川系〕(1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
七箇川ポンプ場	梶取147-6	海草振興局 建設部管理保全第二課		

〔新堀川系〕(2か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
松江排水ポンプ場	松江北一丁目 793番29	市道路河川部 河川港湾課		
新堀雨水ポンプ場	土入325番	市下水道部 下水道管理課		

〔堤川系〕(1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
加太雨水ポンプ場	加太2692番5	市下水道部 下水道管理課		

〔鳴滝川系〕(1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
有功雨水ポンプ場	園部1002番1	市下水道部 下水道管理課		

〔市堀川系〕(1か所)

名 称	所 在 地	管 理 者	操作担当者	連 絡 先
本町中継ポンプ場	北桶屋町7番地	市下水道部 終末処理場管理課		

第10章 排水ポンプ車

第1節 出動要請

1 趣旨

水防管理者（以下「要請者」という。）は、排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の作業の必要がある場合、「排水ポンプ車管理運用要領・細則」に基づき海草振興局建設部長を通じて県土整備部長に出動要請を行う。

2 要請の条件

県土整備部長は、ポンプ車の出動要請を受け、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、海草振興局建設部長に対してポンプ車（和歌山市森小手穂227、排水容量：1台あたり0.5m³/s）の出動を指示する。

- (1) 本川の水位上昇に伴い水門等の閉鎖が必要となる箇所で、県管理支川の水位上昇が発生し、強制排水を行わなければ支川流域に浸水被害が生じるおそれがあるとき。
- (2) 現地に排水機場が整備されているが、ポンプ車の出動が必要なとき。
- (3) 住宅等への浸水被害が発生するおそれがあるとき。
- (4) 道路冠水による通行途絶等道路交通に影響があるとき。
- (5) 重大な被害が想定されるとき。

3 確認事項、提出書類等

出動要請を行うときは、次の各号に掲げる事項について確認を行った上で、「排水ポンプ車出動要請・指示書」（別記様式第1）を提出し、県土整備部長からのポンプ車出動可否の回答（別記様式第2）を受け取るものとする。

- (1) 現地の浸水状況
- (2) ポンプ車の駐車、ポンプの設置、稼動が可能なスペースが確保できること。
- (3) ポンプ車の進入が可能な通路が確保できること。
- (4) ポンプ車の駐車、ポンプの設置、稼動に著しい危険が生じるおそれがないこと。
- (5) ポンプによる排水の影響で、排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。

4 関係機関等への連絡等

要請者は、ポンプ車を出動要請するにあたり、あらかじめ関係する河川、排水機場、道路等管理者と協議し、関係水防管理者等へ連絡するものとする。

第2節 出動

要請者は、県土整備部長よりポンプ車の出動が決定された場合、関係する河川、排水機場、道路等の管理者に連絡するとともに、現地担当職員を派遣する。

ポンプ車による排水作業は県委託業者が行うが、派遣された現地担当職員は、作業終了まで現地における安全管理を行う。

第3節 解除要請

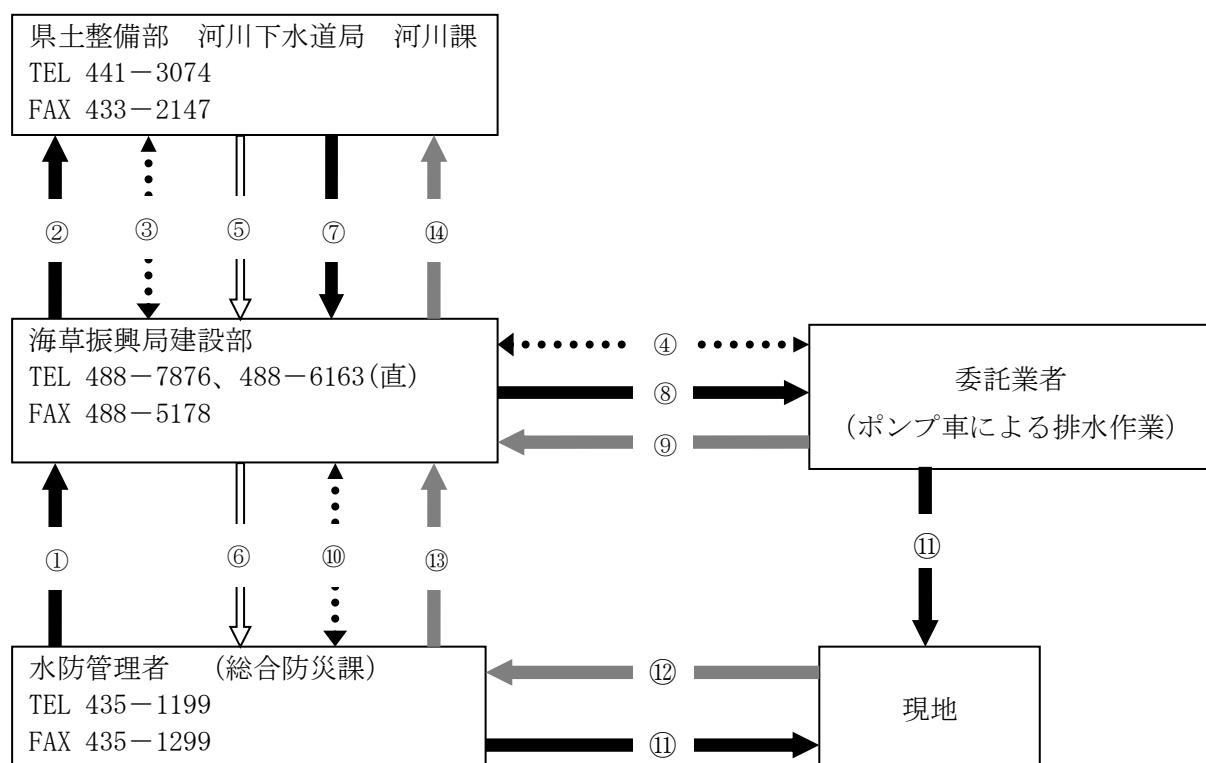
要請者は、次によりポンプ車の作業の必要がなくなった場合は、「排水ポンプ車出動解除要請・指示書」(別記様式第3)を提出する。

- (1) 水位が低下し、洪水の危険がなくなったとき。
- (2) 道路冠水等の通行途絶等道路交通への影響が解消されたとき。
- (3) その他、ポンプ車の作業の必要がなくなったとき。

第4節 費用の負担

出動に要した費用については、要請者の負担となることがある。

第5節 連絡系統



表中①～⑯について

- ①②出動及び解除要請
- ③確認(ポンプ車の準備状況等)
- ④準備、運転状況等問い合わせ
- ⑤⑥出動要請に対する回答
- ⑦出動・解除の指示
- ⑧出動・解除の依頼ポンプ車の出動
- ⑨管理体制の報告等
- ⑩現地状況に関する打合せ
- ⑪現地職員の派遣(水防管理者)
ポンプ車の出動(委託業者)
- ⑫⑬⑯現地作業状況、作業完了等の報告

様式第1(第3条第1項関係)

排水ポンプ車 出動要請・指示書

依頼先	和歌山県県土整備部 河川下水道局河川課	FAX 073-433-2147 TEL 073-441-3074
-----	------------------------	--------------------------------------

県土整備部長 様 (海草振興局建設部経由)

排水ポンプ車管理運用細則第3条に基づき、排水ポンプ車の出動を要請します。

要請日時	年 月 日 時 分			
所管建設部名				
建設部連絡担当	氏名	TEL		
要 請 者	要請団体名(建設部)			
	団体の長の氏名			
	連絡担当	氏名		
		TEL	FAX	
	現地担当	氏名	TEL(携帯等)	
要請場所				
河川名等				
現地概況図	(別添のとおり)			
災害現況 および 要請理由				
チ エ ツ ク	・現地までの通路が確保できるか	<input type="checkbox"/>		
	・設置スペースが確保できるか	<input type="checkbox"/>		
	・揚程が概ね10m以下か	<input type="checkbox"/>		
	・排水先までの距離が概ね50m以下か	<input type="checkbox"/>		
	・最低運転水深(約1,000mm)が確保できるか	<input type="checkbox"/>		
	※現地条件により水深約300mmまで可	<input type="checkbox"/>		

上記のとおり出動要請があつたので、海草振興局建設部で保有する排水ポンプ車を出動をさせてよろしいか。

和歌山県水防本部決裁欄

県土整備部長	技監	河川・下水道局長	河川課長	

様

上記要請に対し、排水ポンプ車を出動させること。

年 月 日 時 分

和歌山県県土整備部長

様式第2（第3条第2項関係）

○○年○○月○○日

（第3条第1項の要請者）様

和歌山県県土整備部長
(公印省略)

排水ポンプ車の出動について（回答）

○年○月○日○時○分に貴殿から要請のあった排水ポンプ車につきまして、下記のとおり出動することとしました。

記

1 出動車両 ○○建設部保有

（車両ナンバー）

2 出動予定日時

（所有建設部発） ○○年○月○日○時

3 所有建設部担当者 （建設部名）

担当：○○

TEL：

4 排水ポンプ車操作者連絡先 （契約会社名）

担当：○○

TEL：

様式第3(第5条関係)

排水ポンプ車 出動解除要請・指示書

出動解除要請	和歌山県県土整備部 河川下水道局河川課	FAX 073-433-2147 TEL 073-441-3074
--------	------------------------	--------------------------------------

県土整備部長 様 (海草振興局建設部経由)

排水ポンプ車管理運用細則第5条に基づき、排水ポンプ車の出動解除を要請します。

解除要請日時		年 月 日 時 分		
所管建設部名※				
建設部連絡担当※ 氏名※			TEL※	
要 請 者	要請団体名(建設部)			
	団体の長の氏名			
	連絡担当	氏名		
		TEL		FAX
現地担当	氏名		TEL	
要請場所				
河川名等				
現地状況等				

和歌山市長より出動解除の要請があつたので、海草振興局建設部に対して出動を解除してよろしいか。

和歌山県水防本部決裁欄				
県土整備部長	技監	河川・下水道局長	河川課長	
様				
上記要請に対し、排水ポンプ車の出動を解除させること。			年 月 日 時 分	
和歌山県県土整備部長				

※要請者が建設部長となる場合は、記入不要です。

第11章 水防資材

第1節 備蓄状況

(消防局警防課)

資機材 保管場所	ツ ル ハ シ	ス コ ッ プ	万 能	ヨ キ	鋸	鎌	片手 ハン マー	ペ ン	ナ チ	シ タ	番 切	掛 矢	大 ハン マー	杭 打 器	防 水 シ ート	ポ リ 土 の う	P P 繩	一 輪 車	水 中 ポン プ	杭	ナ ル	鉄 線	箱 番	警 戒 ロ ープ	
消防局	0	56	0	0	8	32	8	0	9	8	6	20	3	0	100	4500	11	3	1	0	0	0	12	2	
中消防署	5	20	5	4	2	8	10	5	7	5	0	9	0	1	10	309	2	3	1	0	0	0	0	3	0
南分署	2	0	0	0	1	5	3	3	2	2	0	0	2	0	24	1290	20	2	0	0	0	0	0	3	0
宮前出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7	0	5	2	0	0	0	50	0	0	
東消防署	8	30	3	8	7	6	12	5	4	5	1	7	1	2	16	900	13	4	1	0	0	0	0	3	2
四箇郷出張所	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	8	590	4	1	0	0	0	0	0	1	0
岡崎分署	2	2	2	1	3	3	2	2	2	2	1	2	1	0	26	480	22	1	0	0	0	0	0	1	0
河南出張所	2	9	0	0	2	7	3	1	2	2	0	2	1	1	8	996	6	2	0	0	0	0	0	2	1
北消防署	5	12	3	5	4	8	5	5	3	5	0	6	1	1	30	880	12	5	1	0	0	0	0	5	1
加太出張所	3	5	0	0	5	9	2	2	1	1	0	3	0	1	9	470	4	2	0	0	0	0	0	2	1
鳴滝出張所	0	3	0	0	2	5	3	1	1	0	0	1	1	1	5	750	5	2	0	0	0	0	0	2	1
和歌浦水防倉庫	6	20	5	4	6	6	10	6	3	5	1	6	0	2	53	762	2	3	0	130	0	10	3	1	
宮前水防倉庫	4	32	4	0	2	5	5	3	0	5	0	4	1	1	9	1292	6	1	1	200	0	0	3	1	
千旦水防倉庫	4	38	0	3	5	7	8	3	0	4	0	9	1	1	70	4200	20	3	0	222	10	99	6	0	
小倉水防倉庫	0	42	0	0	1	2	0	0	0	2	0	12	0	3	166	2000	20	3	0	210	0	50	4	0	
河西水防倉庫	0	15	0	0	1	0	0	0	0	2	1	6	1	1	55	2100	45	0	0	220	26	30	12	0	
楠見水防倉庫	1	15	0	0	1	2	0	2	1	2	0	6	0	1	87	3300	50	0	0	40	0	25	17	0	
有功水防倉庫	0	20	0	0	1	5	0	0	1	2	0	5	0	1	88	3350	50	1	0	126	0	0	5	0	
直川水防倉庫	0	20	0	0	1	2	0	0	0	2	0	10	0	1	88	3400	20	2	0	40	41	0	5	0	
河北水防倉庫	5	15	4	4	7	7	5	4	2	4	1	9	1	1	9	1608	12	3	1	110	0	130	1	1	
紀伊水防倉庫	0	20	0	0	1	5	0	0	2	2	0	10	0	1	92	3200	20	1	0	131	12	0	4	0	
川永水防倉庫	0	20	0	0	1	2	0	0	0	2	0	6	0	1	88	3000	15	2	0	280	0	0	5	0	
合 計	47	396	26	29	63	128	76	42	42	62	11	135	14	21	1048	39377	364	46	6	1709	89	394	99	11	

第2節 土砂確保

緊急に水防工法を実施するうえで土砂が不足した場合は、水防本部に次の要領で要請するものとする。

- ・要請者名
- ・必要量及び搬送希望時刻
- ・搬送手段及び搬送先
- ・搬送先の責任者名
- ・その他必要事項

第12章 水防活動

第1節 出動及び準備

水防管理者は、水災の警戒又は防ぎよのため、次に掲げる場合において消防機関及び関係部（以下「水防活動隊」という。）の出動又は出動の準備を命ずる。

- 1 水防警報が発せられたとき
- 2 河川の水位が知事の定める警戒水位に達したとき
- 3 その他水防上必要があると認めるとき

ただし、第1章第4節、第5節に記載のとおり活動従事者の安全確保が図られるように留意するものとする。また、活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、活動従事者が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第2節 監視及び警戒活動

水防活動隊は、重要水防箇所、過去において被害が発生した箇所等を重点に巡回し、監視及び警戒にあたる。

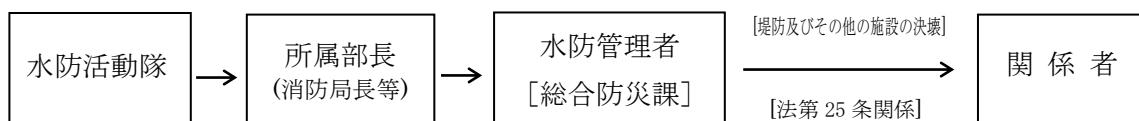
第3節 異常発見時

1 措置

水防活動隊は、次に掲げる異常な事態を発見したときは、所属部長に通報（報告）するとともに、被害の拡大防止を図るうえで必要な措置を講じるものとする。

- (1) 法面の亀裂、崩れ及び漏水
- (2) 天端の亀裂及び崩れ
- (3) 堤防の溢水及び決壊
- (4) 樋門の漏水
- (5) 橋りょう等堤防に關係する工作物の異常

2 伝達



第4節 報告

水防活動を実施したときは、水防実施状況報告書（別紙）により水防管理者に報告する。水防管理者は、水防実施状況報告書をとりまとめ、知事に報告する。



水防実施状況報告書

管理団体名	和歌山市					作成責任者		印				
水防実施の台風又は豪雨名						報告年月日		年 月 日				
場 所	右 川 岸 番地先 m 左								管理団体分	県支出分	計	
	地区						所要経費	出勤手当	円	円	円	
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時							食料費				
	消防吏員	消防団員	その他の	計	その他							
出 動 人 員					計							
	主要資材費				その他資材費							
水防作業 の概状及 び工法								材料等借料				
	その他の				計							
水 防 の 結 果	堤防	田	畠	家	鉄道	道路		人	計			
	m	ha	ha	棟 世帯	m	m		人	俵			枚
被害	m	ha	ha	棟 世帯	m	m		人	か ま す			枚
他の団体よりの 応援出動状況							む し ろ				枚	
居住者出動状況							な わ				巻 m	
警察の応援状況							丸 太				本	
現場指導者 公吏氏名							立退きの状況及び それを指示した 理由					
水防関係 者の死傷							水防功労者の氏名、 年齢、所属及び功績 概要					
備 考							堤防その他の施設 異常の有無及び緊急 工事を必要とするも のが生じた時は、そ の場所及び損傷状況					
							水防活動に関する 自己批判					

(注) 水防箇所ごとに作成すること。

第13章 避 難

洪水、雨水出水、津波及び高潮により、被害を受け又は被害を受けるおそれのある者に対する避難情報の発令、避難誘導、避難所の開設・運営等は、地域防災計画に基づき行うほか、次によるものとする。

第1節 立退指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

第2節 立退先

立ち退き先は、当該区域に近接する地域防災計画に定める避難所（屋外避難場所を除く。）とする。

第14章 公用負担

法第28条の規定に基づき水防現場において公用負担の権限を行使したときは、次に定める証明書を当該物件の所有者に交付するとともに市長に報告書を提出しなければならない。

年 月 日					
証 明 書					
住 所					
所有者					
氏 名					
物 件	数 量	所 在 地	負担内容 (使用収用処分等)	期 間	摘 要

上記のとおり公用負担の権限を行使したことを証明いたします。

(権限行使者) ㊞

年 月 日					
報 告 書					
和 歌 山 市 長 様					
(権限行使者) ㊞					
下記の物件について、水防法第28条の権限を行使したので、報告いたします。					
記					
物件の所有者					
住 所					
氏 名					
物 件	数 量	所 在 地	負担内容 (使用収用処分等)	期 間	摘 要

第15章 水防信号及び標識

第1節 水防信号 (法第20条の規定に基づき知事が定める信号)

	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	○— 5秒	休 10秒	○— 5秒	休 10秒	○— 5秒
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	○— 5秒	休 5秒	○— 5秒	休 5秒	○— 5秒
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	○— 10秒	休 5秒	○— 10秒	休 5秒	○— 10秒
第4信号	乱 打			○— 1分	休 5秒	○— 1分		

第1信号 警戒水位に達したとき

第2信号 消防機関に属する者全員出動

第3信号 当該区域内に居住する者が出動

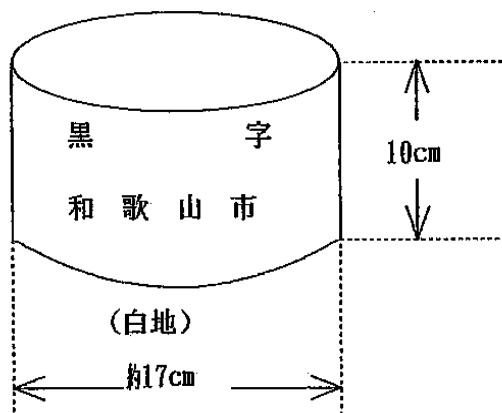
第4信号 立退の指示

第2節 水防標識

水防に従事する者または緊急に水防の用に使用する車馬には、次の標識をつけるものとする。

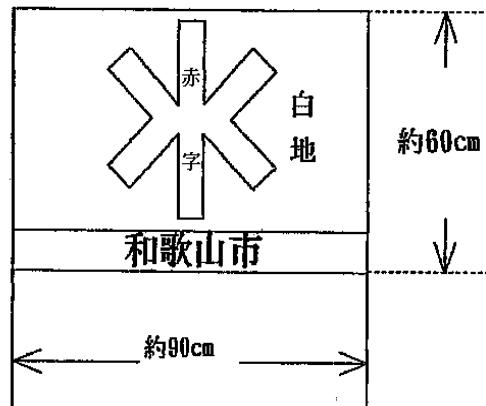
1 水防要員の標識

[腕 章]



2 緊急水防用車馬の標識

[標 旗]



第16章 水防訓練

水防訓練は、水災害に備え水防に関する知識及び技能の習得並びに住民の防災知識の普及啓発を図るため、毎年1回以上行うものとする。

第1節 訓練内容

水防訓練は、観測、通報、輸送、工法、避難等とし、関係機関の参加を求めて実施する。

第2節 実施時期

水防訓練は、毎年隨時行うものとする。

資 料

- ・ 河川一覧表 資 1
- ・ 和歌山市水防図 資 4
- ・ サイレン及び警鐘の設置場所 資 6
- ・ 水防倉庫一覧表 資 1 1
- ・ 水防法 資 1 2

河川一覧表

一級河川（大臣管理）

河 川 名	紀 の 川
-------	-------

一級河川（知事管理区間）

河 川 名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
土 入 川	左岸 向187番地先 右岸 中野6番地先	紀の川への合流点
新 堀 川	左岸 松江北3丁目1番21号先 右岸 松江北2丁目11番25号先	土入川への合流点
打 手 川	左岸 平井794番地先 右岸 平井728番地先	土入川への合流点
七 箇 川	左岸 市小路289番地4地先 右岸 平井89番地2地先	打手川への合流点
鳴 滝 川	左岸 園部1665番地先 右岸 園部1664番地先	紀の川への合流点
真 田 堀 川	紀の川からの分派点	和歌川への合流点
有 本 川	有本559番1地先の農道橋下流端	真田堀川への合流点
和 歌 川 (大門川を含む。)	鳴神642番5地先の音浦水門下流端	和歌浦湾
市 堀 川	和歌川からの分派点	和歌山港
築 地 川	市堀川からの分派点	和歌山港
水 軒 川	築地川からの分派点	和歌山港
和 田 川	左岸 大河内40番1地先 右岸 大河内146番地先	和歌川への合流点
杭 ノ瀬 川	左岸 杭ノ瀬246番1地先 右岸 杭ノ瀬333番1地先	和田川への合流点
津 屋 川	和歌浦東2丁目494番地3地先の国道下流端	和歌川への合流点
紀三井寺川	右岸 内原字大垣内964-2 左岸 内原字里ノ内1159	和歌川への合流点
中 津 川	和田川からの分派点	紀三井寺川への合流点
千 手 川	左岸 直川2163番地先 右岸 直川2845番地先	紀の川への合流点

高 川	左岸 府中1831番地先 右岸 田屋230番地先	紀の川への合流点
二王谷川	左岸 府中1282番地先 右岸 府中1275番地先	高川への合流点
七瀬川	左岸 上野42番地先 右岸 北別所41番地先	紀の川への合流点
住吉川	左岸 岩出市大字安上668番地先 右岸 岩出市大字安上662番地先	紀の川への合流点

二級河川（知事指定）

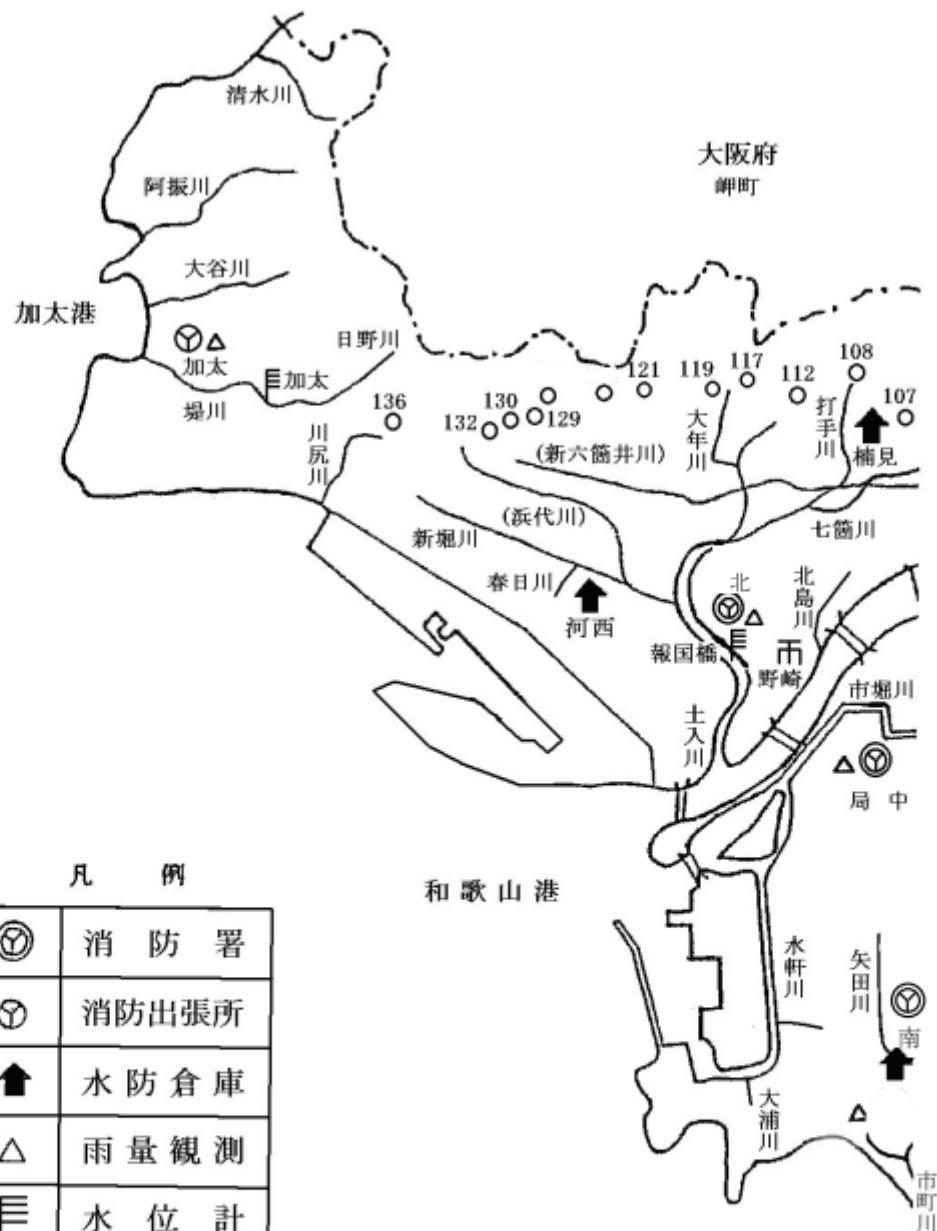
河川名	区間	
	上流端	下流端
清水川	左岸 大川487地先 右岸 大川488地先	大阪湾
阿振川	左岸 深山535地先 右岸 深山216地先	加太湾
堤川	左岸 本脇511地先 右岸 本脇512地先	加太湾
亀の川	左岸 海南市東畑117-2地先 右岸 海南市ひや水57地先	和歌浦湾
大坪川	左岸 海南市黒江1-2 右岸 海南市黒江16-7	亀の川への合流点

準用河川・普通河川（市管理）

河川名	区分	地区名	区間		延長 (m)	備考
			上流	下流		
前代川	準用河川	安原～西山東	相坂296地先	吉礼525-1地先	840	
永山川	準用河川	東山東～西山東	伊太祈曾136-1地先	平尾5地先	1,220	
	普通河川	西山東～東山東	永山191-2 東側 80mの堰堤	伊太祈曾136-1地先	2,093	
平尾川	準用河川	東山東	平尾154-1地先	平尾68-1地先	310	
	普通河川	東山東	市道東山東118号線 (木枕489-2西側)	平尾154-1地先	790	
和田川(本流)	普通河川	東山東	*市管理通門 (黒岩686南側)	和田川県管理区間 上流端	2,657	*耕地課管理
和田川(支流)	普通河川	東山東	大河内地内 (大河内721西側の水門)	和田川県管理区間合流部 (東山東海津付近の西側約50m)	1,283	
清水川	普通河川	加太	市管理区間下流端から 上流側320mの砂防堰堤	清水川県管理区間 上流端	320	
阿振川	普通河川	加太	深山282北西側 約200mの床版橋	阿振川県管理区間 上流端	1,250	
大谷川	普通河川	加太	加太1733南東側	県道岬町太港線 (加太1677北側)	760	

河川名	区分	地区名	区間		延長(m)	備考
			上流	下流		
日野川	普通河川	西脇	春日池南西側の 調蓄池	堤川川県管理区間 上流端	1,720	
川尻川	普通河川	西脇	市道西脇257号線 (本脇328-1北側)	*川尻川樋門	600	*和歌山下津港 湾事務所管理
大年川	普通河川	貴志	県道西脇梅原線 (第二梅原橋)	土入川上流端 (市道貴志27号線)	530	
春日川	普通河川	松江	県道粉河功太線 (河西コミセン南西側)	*新堀川 (童橋南詰)	336	*下水道管理課 管理
打手川	普通河川	楠見	平原新川第三圃場 南西側約120m (砂防堰堤北側の橋梁)	打手川県管理区間 上流端	340	
北島川	普通河川	野崎	市道福島北島線 (福島556-45東側)	*野崎通門上流 (裏法側の樋管入口)	705	*和歌山河川国 道事務所管理
滝畠川	普通河川	山口	滝畠取水場東側	境谷川合流部 南側約40mの県境	1,680	
雄の山川	普通河川	山口	湯屋谷67-1東側 の堰堤	中筋日延419-1南西側 (六箇井本線右岸)	1,967	
旧大門川	普通河川	宮	市道宮70号線 (出水東橋轄南西側)	市道宮199号線 (大門橋)	1,045	
矢田川	普通河川	雜賀 ～和歌浦	都市計画道路南港山東線 (関戸1-1-19北西側)	市道明光通線 (中橋)	1,280	
大浦川	普通河川	雜賀	西浜1130南東側 (床版橋の南側約10m)	県道新和歌浦梅原線 (西浜子供広場北東側)	240	
市町川	普通河川	和歌浦	県道新和歌浦線 (和歌浦南2-1-27北側)	不老橋	634	
出吐川	普通河川	雜賀	市道本町和歌浦線 (塩屋6-2-94北側)	*塩屋ポンプ場 西側樋門	135	*河川港湾課 管理
中島川	普通河川	宮前	市道中島新賀杭ノ瀬線 (中島312東側の床版橋)	*中島汐止め樋門	810	*耕地課管理
杭の瀬川	普通河川	宮前	杭ノ瀬101-7西側の 床版橋	杭の瀬川県管理区間 上流端	605	
紀三井寺川	普通河川	名草	紀三井寺637-11東側 石橋の南側約15m	紀三井寺川県管理区 間合流部	516	
前の川	普通河川	名草	羽鳥橋西詰北西側 の暗渠出口	市道名草61号線 (内原1161-2南側の樋門)	740	
名草川	普通河川	三田	(北)雄詰橋	*名草川樋門 (和田川左岸)	740	*河川港湾課 管理
殿川 (市道三田35号線)	普通河川	三田	和田651南側の三叉路	*市管理通門 (和田川左岸殿橋南詰)	230	*耕地課管理
米田川	普通河川	安原	朝日316-5西側の床版橋	*米田排水機場	390	*耕地課管理
井戸裏川	普通河川	安原	小瀬田47-7北西側の水門	*井戸樋門 (和田川左岸)	2,817	*県海草振興局 建設部管理
早子川	普通河川	小倉 ～和佐	金屋982西側の 水路合流部	布施屋240西側の 床版橋	868	*耕地課管理

和歌山市水防図

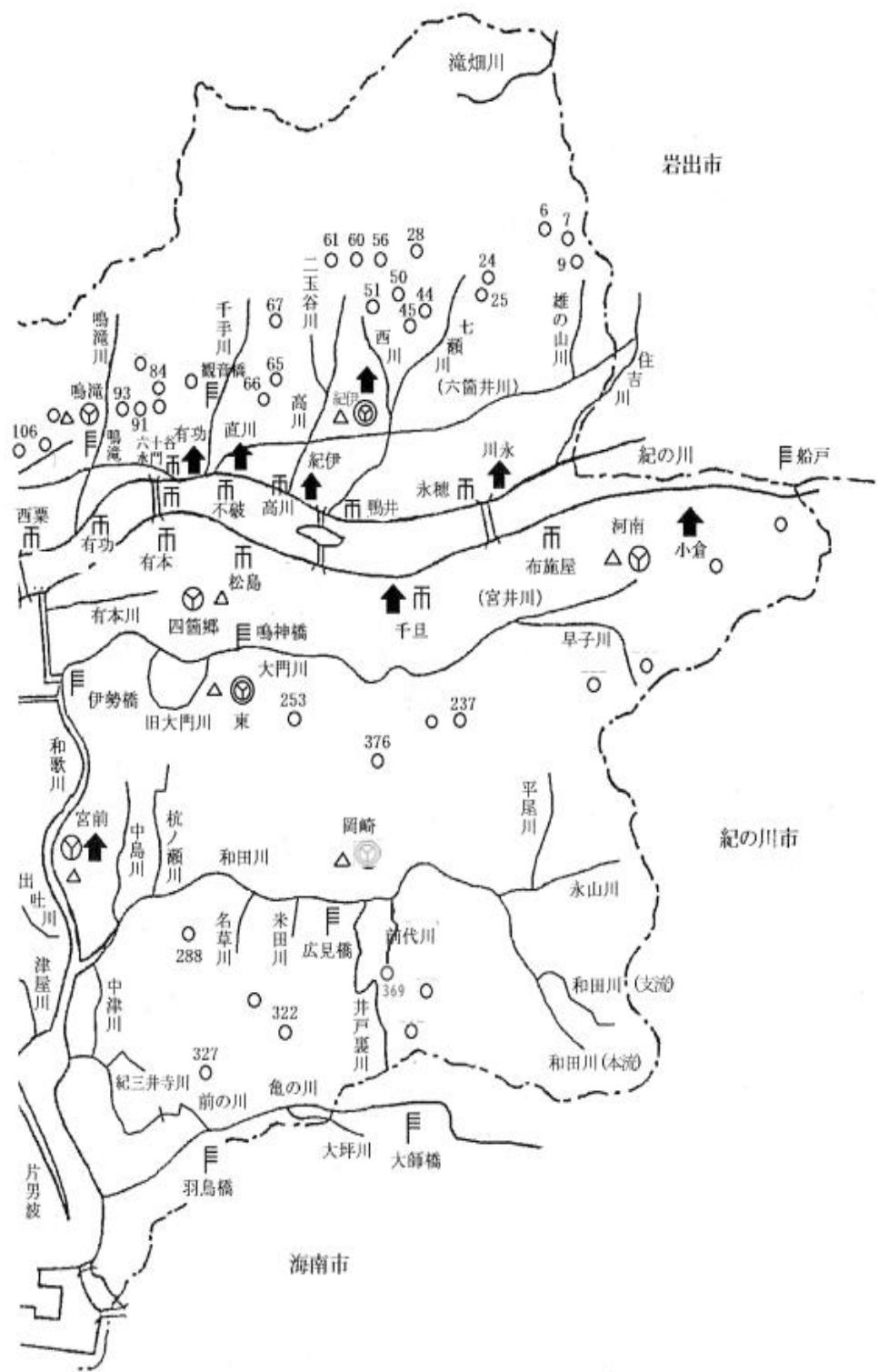


凡 例

(Y)	消防署
(Y)	消防出張所
↑	水防倉庫
△	雨量観測
☰	水位計
■	樋門
○	溜池

※ため池の番号は市台帳番号を記載しています。

(注) 河川名で()は水路



サイレン及び警鐘の設置場所

番号	設置場所	種類	打鍾責任者	連絡先	目標物
1	関戸2丁目 5-32番地先	警鐘台			関戸自治会館
2	西浜1344-16	警鐘台			水軒自治会館
3	雜賀崎1286	警鐘 サイレン			雜賀崎支所
4	雜賀崎1162	サイレン			雜賀崎漁業協同組合
5	和田978番地先	警鐘台			和歌山市消防団 三田分団 和田班 器具庫南東80m
6	田尻415	サイレン			和歌山市消防団 三田分団 田尻班 器具庫
7	和田6-5	サイレン			和歌山市消防団 三田分団 朝日北班 器具庫
8	木広町4丁目23	警鐘台			新南連絡所
9	田野341	サイレン			田野支所
10	中之島1669-2	サイレン			和歌山市消防団 中之島分団 器具庫
11	毛見1303	サイレン			和歌山市消防団 名草分団 毛見消防器具置場
12	紀三井寺673-1	警鐘台 サイレン			名草支所
13	三葛214-2	警鐘			和歌山市消防団 名草分団 三葛消防器具置場
14	内原1176	警鐘台 警鐘 サイレン			内原自治会館
15	布引464-4	警鐘台 警鐘 サイレン			布引公民館
16	手平1丁目 9-16	警鐘台			地蔵寺東側
17	小雜賀117-1	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 宮前分団 第4小隊 器具置場

18	本渡 53-1	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 安原分団 本渡東班 器具庫
19	冬野 585-3 番 地先	警鐘台			冬野ヶ丘団地南東側
20	吉原 285	警鐘台 サイレン			吉原公民館東側 240m
21	桑山 38-1	サイレン			安原支所
22	桑山 238-2	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 宮前分団 桑山班 消防器具置場
23	広原 165-2	警鐘 サイレン			和歌山市消防団 安原分団 広原班 器具置場
24	江南 342-3	警鐘台 警鐘 サイレン			江南公民館
25	仁井辺 30-3	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 安原分団 三ヶ班 器具庫
26	相坂 123-2	警鐘台 警鐘 サイレン			和歌山市消防団 安原分団 第七班 器具庫
27	冬野 1732-2	警鐘台 警鐘 サイレン			冬野公民館 北東 70m (電柱)
28	本渡 396-4	警鐘台			本渡会館
29	本渡 53-1	警鐘台 警鐘 サイレン			本渡自治会館
30	和歌浦南 1 丁目 1-3	警鐘台 警鐘			和歌山市消防団 和歌浦分団 器具庫
31	東田中 86-1	警鐘台			和歌山市消防団 小倉分団 第3班(東田中) 器具置場
32	金谷 471	サイレン			和歌山市消防団 小倉分団 第4班(金谷) 器具置場
33	上三毛 987	警鐘台 警鐘 サイレン			和歌山市消防団 小倉分団 第1班(上新出) 器具庫
34	吐前 412	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 小倉分団 第4班(吐前) 器具置場
35	境原 122-1	サイレン			和歌山市消防団 西山東分団 境原班 簡易救助資機材置場

36	伊太祁曾 568	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 西山東分団 伊太祁曾班 消防車格納庫
37	吉礼 247-1	サイレン			和歌山市消防団 西山東分団 口須佐班 分団器具庫
38	吉礼 910	サイレン			吉礼公民館
39	岩橋 1090-4	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 西和佐分団 第1分団 器具庫
40	黒谷 89	サイレン			和歌山市消防団 東山東分団 黒谷班 器具置場
41	黒岩 291	警鐘台 警鐘 サイレン			和歌山市消防団 東山東分団 黒岩班 器具置場
42	大河内 497	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 東山東分団 大河内班 器具置場
43	南畠 800-1	サイレン			和歌山市消防団 東山東分団 南畠班 器具庫
44	永山 367-2	サイレン			和歌山市消防団 東山東分団 永山班 器具庫
45	永山 437	警鐘台 警鐘 サイレン			永山自治会館西側 200m
46	明王寺 250	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 東山東分団 矢田班 器具置場
47	木枕 319	警鐘台 警鐘 サイレン			木枕地区会館
48	下和佐 130	警鐘台 警鐘			下和佐自治会館
49	和佐中 341-2	サイレン			和歌山市消防団 和佐分団 和佐中班 器具庫
50	祢宜 181-3	サイレン			和歌山市消防団 和佐分団 祢宜班 器具庫
51	和佐関戸 151-2	サイレン			和佐関戸北自治会館
52	和佐関戸 341	サイレン			和佐関戸南自治会館
53	下和佐 105	サイレン			下和佐自治会館

54	布施屋 73	警鐘台 警鐘 サイレン			布施屋自治会館
55	湊 1820-105	サイレン			中州出荷組合
56	園部 764-4	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 有功分団 器具庫
57	永穂 258	警鐘台 警鐘 サイレン			和歌山市消防団 川永分団 第2班 器具庫
58	川辺 607	サイレン			和歌山市消防団 川永消防分団 器具庫
59	楠本 460-1	警鐘台 警鐘 サイレン			楠本自治会館
60	上野 628	警鐘台 警鐘			和歌山市消防団 紀伊分団 上野班 器具庫北側 100m
61	北野 442-22	サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 器具庫
62	弘西 819	警鐘台 警鐘 サイレン			弘西文化会館北東側
63	小豆島 218-1	サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 小豆島班 器具庫
64	上野 22	サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 上野北班 器具庫
65	上野 88-1	サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 上野班 器具庫
66	田屋 498	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 田屋班 器具庫
67	田屋 574-3	警鐘台 警鐘 サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 中州班 器具庫
68	府中 732	サイレン			和歌山市消防団 紀伊分団 府中班 器具庫
69	木ノ本 757-5	サイレン			和歌山市消防団 木本分団 東班 消防器具庫
70	榎原 348-4	警鐘 サイレン			和歌山市消防団 木本消防分団 榎原班 詰所
71	木ノ本 246-8	警鐘 サイレン			和歌山市消防団 木本消防分団 木ノ本西班 詰所

72	善明寺 271-1	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 楠見消防分団 善明寺器具庫
73	磯ノ浦 64-1	警鐘台 サイレン			磯ノ浦自治会館
74	西庄 699-9	警鐘台 警鐘 サイレン			西庄自治会館
75	本脇 146-1	警鐘台 警鐘 サイレン			本脇自治会館
76	直川 1254	警鐘 サイレン			和歌山市消防団 直川分団 器具庫
77	直川 87-3	サイレン			松房電機屋上
78	松江北 6 丁目 1-25	警鐘台 サイレン			和歌山市消防団 松江分団 松江 2 区器具庫
79	松江西 1 丁目 3-14	警鐘台 サイレン			西松江自治会館

水防倉庫一覧表

水防倉庫名	場所
和歌浦水防倉庫	和歌浦中3-683-3
宮前水防倉庫	小雜賀2-2-8
千旦水防倉庫	禰宜1325-1
小倉水防倉庫	小倉6-2
河西水防倉庫	松江北5-4-15
楠見水防倉庫	市小路269
有功水防倉庫	六十谷地先(河川敷)
直川水防倉庫	直川地先(河川敷)
河北水防倉庫	弘西1101-2
紀伊水防倉庫	田屋地先(河川敷)
川永水防倉庫	川辺地先(河川敷)

水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号、令和三年五月十日現在）

最終改正：令和三年五月十日法律第三一号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は公務による負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉について必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に關し關係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、關係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に關し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めるなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 國土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十二条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した

河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項においても同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に在する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水に

による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

- 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものと含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める

基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 同項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四項ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四項ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)
第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わな

ければならない。

- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行なう自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るために市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防

災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聞くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参照して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議

会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三项に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるとときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知

事に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。
- 4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならぬ。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 國土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一

条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者

のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雜則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 國土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、國土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 國土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 國土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あら

はじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百二十一條 の規定の適用がある場合を除き、第二十二条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 國土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、國土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん懲した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 國土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二五八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和四七年六月二三日法律第九四号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二一日法律第六九号）抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄
(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第二百六十条、第二百六十三条、第二百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以

下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があつたものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自動的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十三条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年六月一三日法律第四六号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則(平成一七年五月二日法律第三七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行ふべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則(平成二二年一一月二五日法律第五二号)抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第一二四号）抄
(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年六月一二日法律第三五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十二条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年十一月一九日法律第一〇九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二九年五月一九日法律第三一号）
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和三年五月十日法律第三一号）
(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（次項において「旧特定都市河川法」という。）第三十二条第一項の規定により指定されている都市洪水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川について第三条の規定による改正後の水防法（次項において「新水防法」という。）第十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧特定都市河川法第三十二条第二項の規定により指定されている都市浸水想定区域については、当該指定に係る特定都市河川流域について新水防法第十四条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目指として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

